
小千谷市障がい者計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月
小千谷市

はじめに

本市では、平成 19 年 3 月に「小千谷市障がい者計画」を策定し、地域に暮らすすべての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざして取り組んでまいりました。

国は、平成 30 年 3 月に策定した、障がい者施策の最も基本的な計画となる「第 4 次障害者基本計画」において、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念に掲げました。また、県も平成 29 年 3 月に策定した新潟県障害者計画において、障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会を目指すことを基本理念に掲げています。

このことを踏まえ、このたび前計画の見直しを行い、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「小千谷市障がい者計画」を策定しました。

本計画では、障がい者福祉に関するアンケート調査で得られた結果を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと安心して生活できることを目指し、基本理念「互いに尊重しあい 支えあい いきいきと暮らせるまち」を実現するために 4 つの基本目標を掲げ、障がいのある人の総合的な施策を推進することとしています。

なお、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査に協力いただきました市民の皆様、また策定にあたり多大な御尽力をいただきました小千谷市地域自立支援協議会の委員各位に心から感謝申し上げますとともに、障がい福祉に対する市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

小千谷市長 大塚 昇 一

目次

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	3

第2章 小千谷市の障がい者福祉の状況

第1節 障がい者の状況	6
1 障がい者の数	6
2 障がい児の数	9
第2節 障がい福祉サービスの状況	10
1 サービスの利用状況	10
2 医療給付状況	13
3 手当の支給状況	15
4 療育・養育支援の状況	16
5 交通費助成の利用状況	18

第3章 計画の基本目標

第1節 計画の基本理念	20
第2節 基本目標	21
第3節 施策の体系図	23

第4章 施策の展開

第1節 住みよい環境づくりと安全・安心な地域生活への支援	26
1-1 相談支援体制の充実	26
1-2 自立支援のための障がい福祉サービスの推進	30
1-3 暮らしやすいまちづくりの推進	35
1-4 移動・交通対策の推進	37
1-5 防災対策の推進	40
1-6 ボランティア活動への支援	44

第2節	保健・医療から療育・教育への連携・協力の確保	46
2-1	障がいの早期発見・早期対応	46
2-2	保健・医療活動の推進	48
2-3	早期療育体制の充実	51
2-4	障がいのある子どもの保育・教育の充実	53
2-5	生活安定のための施策の推進	56
第3節	雇用促進と就労支援	57
3-1	一般就労・福祉的就労への支援	57
第4節	障がいへの理解促進と社会的障壁のない共生社会の推進	61
4-1	地域における障がい者理解の促進	61
4-2	権利擁護の推進	63
4-3	情報提供と意思疎通支援の充実	66
4-4	利用しやすい生涯学習環境の整備	68

第5章 計画の推進に向けて

第1節	他計画との調和	72
第2節	施策相互の連携	72
第3節	計画の推進体制及び事業の見直し	72
第4節	SDGs 推進に向けた取組	73

資料編

1	障がい者福祉に関するアンケート調査	76
2	小千谷市地域自立支援協議会	77
3	小千谷市障がい者計画庁内策定委員会	79
4	策定経過	80

「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字の持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞などを除き、「障がい」と平仮名で表記しています。

第1章

計画の概要

第1節 計画の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

本市の障がい者福祉施策は、平成29年3月に策定された、小千谷市障がい者計画において、障がいのある人¹が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め「ノーマライゼーション²」・「リハビリテーション³」のもと、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、共生社会の実現に向け、平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画を策定しました。第4次障害者基本計画では障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障がい者施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とした小千谷市障がい者計画の計画期間の終了に伴い、障害者基本法や国の第4次障害者基本計画を基本として、本市における障がいのある人を取り巻く環境とニーズの変化等に対応するために、計画の見直しを行い、新たに令和4年度から令和8年度までの小千谷市障がい者計画を策定するものです。

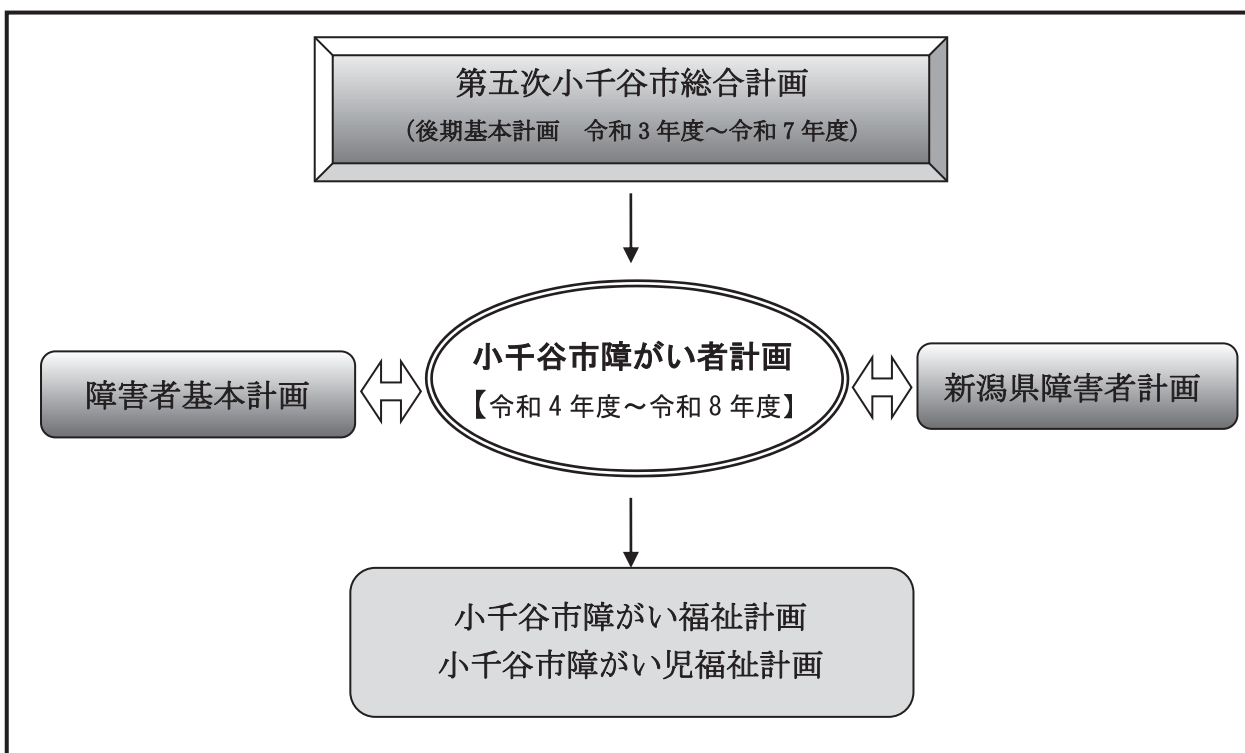
1 障がいのある人（又は障がい者）：この計画の「障がいのある人（又は障がい者）」は、障害者基本法に基づき「身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人ならびにてんかん・自閉症その他の発達障がいのある人、難病に起因する身体または精神上の障がいのある人であって、継続的に生活上の支障がある人」とする。

2 ノーマライゼーション：あらゆる人々がともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

3 リハビリテーション：障がいのある人の力を最大限に引き出し、身体的・心理的・社会的・職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことであり、単に運動障がいの機能回復訓練の分野だけではない。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「第五次小千谷市総合計画」を最上位計画とする個別部門計画であり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村計画として、障がいのある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進する計画です。「第6期小千谷市障がい福祉計画・第2期小千谷市障がい児福祉計画」なども整合性を図り、各分野における各種施策を総合的に推進するための目標を掲げます。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見直し	小千谷市障がい者計画(令和4年度～令和8年度)				見直し
第6期小千谷市障がい福祉計画 第2期小千谷市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期小千谷市障がい福祉計画 第3期小千谷市障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		

第2章

小千谷市の障がい者福祉の状況

第1節 障がい者の状況

第2節 障がい福祉サービスの状況

第2章 小千谷市の障がい者福祉の状況

第1節 障がい者の状況

1 障がい者の数

総人口、障がい者の総数

本市の総人口における障がいのある人の比率は、平成28年度以降増加しています。

[総人口、障がい者総数の推移]

(単位：人、%)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	36,454	35,995	35,507	34,883	34,318
障がい者数合計	2,381	2,360	2,462	2,423	2,457
身体障がい者	1,390	1,327	1,364	1,308	1,283
知的障がい者	307	305	305	314	314
精神障がい者	684	728	793	801	860
障がい者比率	6.5	6.6	6.9	6.9	7.2

(資料：住民基本台帳総人口、福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(1) 身体障がい者の数

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度と令和2年度を比較すると107人の減となっています。

[身体障害者手帳年度別所持状況]

(単位：人)

障がい種別 \ 年 度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部機能障がい	合計
平成28年度	72	141	19	789	369	1,390
平成29年度	68	136	18	751	354	1,327
平成30年度	68	136	19	755	386	1,364
令和元年度	65	127	18	713	385	1,308
令和2年度	64	129	17	684	389	1,283

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

②障がい種別・等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳は、障がいの程度に応じて1級から6級(6級が軽度)までの等級があります。障がい別にみると、肢体不自由が684人で最も多く、次いで内部機能障がいが389人、聴覚・平衡機能障がい129人、視覚障がい64人となっています。

[身体障害者手帳の障がい種別・等級別状況]

(単位：人)

障がい種別 障がい程度	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部 機能障がい	合計
1 級	14	0	0	118	244	376
2 級	21	28	0	109	3	161
3 級	7	21	4	164	80	276
4 級	5	30	13	183	62	293
5 級	12	0	0	75	0	87
6 級	5	50	0	35	0	90
合計	64	129	17	684	389	1,283

(福祉課調べ 令和3年3月31日現在)

(2) 知的障がい者の数

療育手帳所持者数は、平成28年度と令和2年度を比較すると、全体では7人の増となっています。手帳取得時18歳未満だった人が18歳に到達したため、18歳未満の人数が減り、18歳以上の人数が増加しています。

[療育手帳年度別所持状況]

(単位：人)

障がい程度 年度	18歳未満			18歳以上			合計
	重度	中軽度	計	重度	中軽度	計	
平成28年度	13	55	68	80	159	239	307
平成29年度	11	51	62	82	161	243	305
平成30年度	13	48	61	80	164	244	305
令和元年度	15	40	55	83	176	259	314
令和2年度	16	40	56	83	175	258	314

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 精神障がい又は精神疾患者の数

①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神保健福祉手帳所持者数は、平成28年度と令和2年度を比較すると、59人の増となっています。

[精神障害者保健福祉手帳年度別所持状況]

(単位：人)

年 度 \ 級	1級	2級	3級	合計
平成28年度	19	199	31	249
平成29年度	26	212	29	267
平成30年度	28	232	30	290
令和元年度	28	248	27	303
令和2年度	29	252	27	308

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

②自立支援医療(精神通院)申請者数

自立支援医療(精神通院)の申請者数は、平成28年度と令和2年度を比較すると144人の増となっています。

[自立支援(精神通院)医療の申請者数]

(単位：人)

年 度 \ 区 分	新規申請	継続申請	転入による 新規申請	合計	左記のうち手 帳所持者を除 いた人数
平成28年度	88	559	0	647	435
平成29年度	92	582	2	676	461
平成30年度	125	606	2	733	503
令和元年度	100	620	3	723	498
令和2年度	63	727	1	791	552

※精神障害者福祉手帳所持者を含む

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

2 障がい児の数

(1) 保育園における障がいのある児童の受入れ数

保育園において保育士の増員等、適正な人員配置を行いながら、支援が必要な子どもや障がいのある子どもの受入れを行っています。

[保育園における障がい児の受入れ状況]

(単位：人)

年 度	年 齢				合計	特別児童扶養 手当認定児童数
	3歳未満	3歳	4歳	5歳以上		
平成29年度	7	19	21	20	67	4
平成30年度	6	17	21	25	69	7
令和元年度	5	13	24	23	65	8
令和2年度	12	19	15	33	79	5
令和3年度	11	17	30	20	78	6

(健康未来こども課調べ 各年度4月1日現在)

(2) 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒数

市内には特別支援学校1校と小学校7校・中学校4校に特別支援学級があります。

[特別支援学校の児童・生徒数]

(単位：人)

区 分	年 度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学部	5	7	8	15	17
中学部	10	14	11	10	10
高等部	20	18	18	20	22
合計	35	39	37	45	49

(資料：学校基本調査 各年度5月1日現在)

[特別支援学級の児童・生徒数]

区 分	年 度	年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学級数 (級)	小学校	16	20	22	25	26
	中学校	9	10	10	11	11
	合計	25	30	32	36	37
児童・ 生徒数 (人)	小学校	84	87	111	132	149
	中学校	31	36	42	39	39
	合計	115	123	153	171	188

(資料：学校基本調査 各年度5月1日現在)

第2節 障がい福祉サービスの状況

1 サービスの利用状況

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(障害者総合支援法)では、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業等を行っています。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が安心して自宅で生活できるよう、介護や、外出時の移動を支えるサービスを提供しています。

[訪問系サービス利用状況]

(単位：人)

事業 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	44	40	34	34	37
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	1	1	1
行動援護	2	2	2	2	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人が日中過ごす場の提供や、生産活動を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供しています。

[日中活動系サービス利用状況]

(単位：人)

事業 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	68	65	76	77	81
自立訓練(機能・生活)	15	16	17	14	13
宿泊型自立訓練	5	3	3	4	3
就労移行支援	14	11	10	10	13
就労継続支援(A型・B型)	103	118	116	114	116
就労定着支援	—	—	0	2	5
療養介護	12	11	11	12	12
短期入所	16	23	29	30	32

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 居住系サービス

グループホームや施設入所している人への日常生活の援助のほか、施設等から退所し単身で生活する人に対し必要な情報提供等を行っています。

[居住系サービス利用状況]

(単位：人)

事業 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	—	—	0	0	0
共同生活援助	36	39	39	39	42
施設入所支援	44	47	46	46	44

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(4) 計画相談支援・地域相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたり、障がいのある人の心身の状況や環境等を勘案してサービスの利用計画を作成する計画相談支援と、精神科等の病院に入院していた人や障害者支援施設に入所していた人が、地域生活に移行するために重点的な支援をしたり、常時連絡体制を整え、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に対応したりする地域相談支援があります。

[年度別件数]

(単位：件)

事業 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	388	498	519	598	654
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、本市が実施している事業です。

[年度別利用状況]

事業 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業 (件)	15,539	12,942	14,460	15,444	13,538
コミュニケーション支援事業 (人)	7	6	15	12	6
日常生活用具給付等事業 (件)	521	538	532	580	537
地域活動支援センター事業 (人)	37	29	33	37	35
移動支援事業 (人)	19	20	18	20	18
日中一時支援事業 (人)	98	98	90	91	77
更生訓練費 (人)	23	23	15	16	18
自動車改造費・自動車運転免許取得費助成事業 (人)	7	0	1	1	3

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

2 医療給付状況

障がいのある人の医療に係る負担の軽減を図るため、障がいの状況に応じて医療費の助成を行っています。

(1) 重度心身障害者医療費助成事業

重度障がいのある人(身体障がい:1~3級、療育:重度、精神:1級)に対して、療養費の自己負担額の一部を助成しています。

[重度心身障害者医療費助成状況]

(単位:件、人、円)

区 分 年 度	受給者証 交付件数	停止者	助成件数	助成総額	1件当たりの 助成額
平成28年度	879	18	18,042	59,520,817	3,299
平成29年度	870	21	16,621	61,472,306	3,699
平成30年度	871	24	16,595	61,525,880	3,707
令和元年度	860	21	16,687	64,476,624	3,864
令和2年度	850	22	15,860	62,339,118	3,931

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(2) 自立支援医療(育成医療)の給付

身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子ども(18歳未満)で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できる疾患に対して、治療した医療費の給付や医療費の自己負担額の軽減を行っています。

[育成医療の年度別給付状況]

(単位:人、円)

障がい種別 年 度	視覚 障がい	聴覚・ 平衡機能 障がい	音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	肢体 不自由	内部障がい		合計	給付額
					小腸	その他		
平成28年度	3	0	5	1	1	5	17	1,355,633
平成29年度	0	2	3	2	2	2	11	1,181,417
平成30年度	1	2	3	3	1	2	12	999,962
令和元年度	3	1	3	3	1	5	16	1,605,232
令和2年度	1	0	4	1	0	5	11	780,989

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 自立支援医療（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人に対して、障がいの除去及び軽減に必要な医療費の給付と医療費の自己負担額の軽減を行っています。

[更生医療の年度別給付状況] (単位：人、円)

年度	障がい種別 音声・言語・ そしゃく機能障がい	内部障がい		その他	合計	給付額
		腎臓				
平成28年度	3	87		2	92	19,248,235
平成29年度	4	80		1	85	13,268,842
平成30年度	3	71		1	75	10,938,389
令和元年度	3	79		1	83	15,290,936
令和2年度	2	92		2	95	10,602,315

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(4) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している人に対して、医療費の給付と医療費の自己負担額を軽減しています。医療費の給付は新潟県が行っています。

[自立支援(精神通院)医療の申請者数] (単位：人)

年度	区分	新規申請	継続申請	転入による 新規申請	申請人数
平成28年度		88	559	0	647
平成29年度		92	582	2	676
平成30年度		125	606	2	733
令和元年度		100	620	3	723
令和2年度		63	727	1	791

※P8②自立支援(精神通院)医療申請者数再掲

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(5) 精神障害者医療費助成事業

精神疾患による入院医療費の自己負担額の一部助成を行っています。

[精神障害者医療助成状況]

(単位：人、件、円)

年 度	区 分	助成実人数	助成件数	助成総額
平成 28 年度		49	429	2,477,895
平成 29 年度		55	396	2,266,777
平成 30 年度		53	387	2,189,016
令和元年度		55	408	2,302,082
令和 2 年度		55	417	2,312,492

(福祉課調べ 各年度 3 月 31 日現在)

3 手当の支給状況

(1) 在宅の重度障がい児・者に対する手当

在宅で生活する重度障がいのある人に対して、障がいのため生ずる特別の負担を軽減することを目的として、特別障害者手当等を支給しています。

また、本市では独自に在宅で障がいのある人を介護する人へ介護手当を支給し、介護における精神的・経済的負担を軽減しています。

[手当の支給状況]

(単位：人、円)

年 度	区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当 (経過措置)	介護手当
平成 28 年度	受給者	45	13	0	2
	支給額	11,254,320	2,055,720	-	184,000
平成 29 年度	受給者	48	14	0	2
	支給額	13,245,760	1,750,080	-	192,000
平成 30 年度	受給者	48	14	0	2
	支給額	12,032,170	1,844,780	-	120,000
令和元年度	受給者	38	15	0	1
	支給額	10,425,820	2,466,010	-	96,000
令和 2 年度	受給者	46	17	0	1
	支給額	9,592,050	2,750,100	-	96,000

(福祉課調べ 各年度中手当実績)

(2) 特別児童扶養手当

精神又は身体に、中・重度の障がいがある20歳未満の児童を扶養している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給しています。手当の支給は新潟県が行っています。

[特別児童扶養手当の対象児童数] (単位:円、人)

年度 区分	月額※	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	52,500	17	18	19	24	27
2級	34,970	47	50	52	47	52
合計		64	68	71	71	79

※手当額は令和3年3月31日現在

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

4 療育・養育支援の状況

(1) プレイ教室(療育事業)の利用状況

心身に発達上の心配がある子どもに、遊びやふれあいを通して成長や発達を促す教室を開催しています。

[プレイ教室利用状況]

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施回数(回)	48	48	48	41	48
利用者数(人)	432	739	466	663	491
子ども	214	369	233	328	244
親	218	370	233	335	247

(健康未来子ども課調べ 各年度3月31日現在)

(2) 家庭児童相談室の利用状況

子どもの養育に関する諸問題について、相談に応じるとともに適切な指導と助言をするため、社会福祉事務所内に相談室を設置し家庭児童相談員及び児童安全相談員各1名が相談業務にあたっています。相談件数は、年々増加傾向にあります。

[年度別相談件数]

(単位：件)

区 分 年 度	養護相談		保健相談	障がい 相談	非行相談	育成相談	その他の 相談	合計
	児童虐待 相談	その他の 相談						
平成28年度	37	17	0	102	0	91	1	248
平成29年度	36	12	4	118	2	92	15	279
平成30年度	51	16	8	125	0	127	23	350
令和元年度	34	9	7	127	0	158	29	364
令和2年度	37	15	4	114	0	167	17	354

(健康未来子ども課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 障害児通所支援の利用状況

児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行っています。

[訪問系サービス利用状況]

(単位：人)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事 業					
児童発達支援	0	3	3	3	4
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	-	-	0	0	0
放課後等デイサービス	0	12	17	20	30
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(4) 障害児相談支援

通所サービスを利用する障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成及びサービス利用継続のための定期的なモニタリング（見直し）を行います。

[年度別件数]

(単位：件)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事 業					
障害児相談支援	0	46	60	57	89

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

5 交通費助成の利用状況

障がいのある人の移動にかかる経済的負担を軽減し、日常生活の確保と社会参加を促進する目的で、福祉タクシー券、障がい福祉サービス事業所への通所費の助成、人工透析のための通院費を助成しています。

[交通費助成の利用状況]

(単位：人、円)

年 度	区 分	精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成事業	福祉タクシー利用券助成事業	人工透析通院費助成事業
		平成 28 年度	対象者	45
	支給額	1,405,378	3,525,500	600,500
平成 29 年度	対象者	45	474	37
	支給額	1,422,669	3,106,000	732,000
平成 30 年度	対象者	46	439	26
	支給額	1,685,445	2,997,500	623,000
令和元年度	対象者	49	438	32
	支給額	1,767,342	3,028,500	649,500
令和 2 年度	対象者	62	409	39
	支給額	2,819,527	2,727,500	793,500

※通所費は令和2年度より市外事業所通所者も対象

(福祉課調べ 各年度3月31日現在)

第3章

計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の体系図

第3章 計画の基本目標

第1節 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりが相互に尊重し、支えあう社会の形成が求められています。

このため、本計画では、第五次小千谷市総合計画を基本とし、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障がい福祉施策を推進するために次の基本理念を目指します。

**互いに尊重しあい 支えあい
いきいきと暮らせるまち**

第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、施策の展開を推進していきます。

1 住みよい環境づくりと安全・安心な地域生活への支援

障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者とその家族が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結び付けていくための相談支援が重要となります。また、誰もが快適で暮らしやすい安全・安心な生活環境の整備を行います。併せて、要支援者となり得る障がいのある人が、災害時に安全かつ確実に避難できるよう「地域防災計画」との連携を図り、地域における避難支援体制の整備にも努めます。

2 保健・医療から療育・教育への連携・協力の確保

障がいにつながる疾病等を早期に発見し、適切な支援・治療を受けられることは自立を促すために重要なことです。個々の障がい特性に応じた療育⁴・教育を早期に受けることができるよう、保健・医療・療育・教育等の各機関が連携と協力して、効果的な支援体制の構築を図ることが必要となります。

3 雇用促進と就労支援

障がいのある人が地域で自らの力を活かして働くことは、経済的自立のためだけでなく、社会参加やいきいきと生活を送るために重要なことです。公共職業安定所などの関係機関と連携し、事業主からも障がいに対する理解を深め、雇用促進を図ります。併せて、障がい福祉サービス事業所と連携し就労支援に取り組みます。

4 障がいへの理解促進と社会的障壁のない共生社会の推進

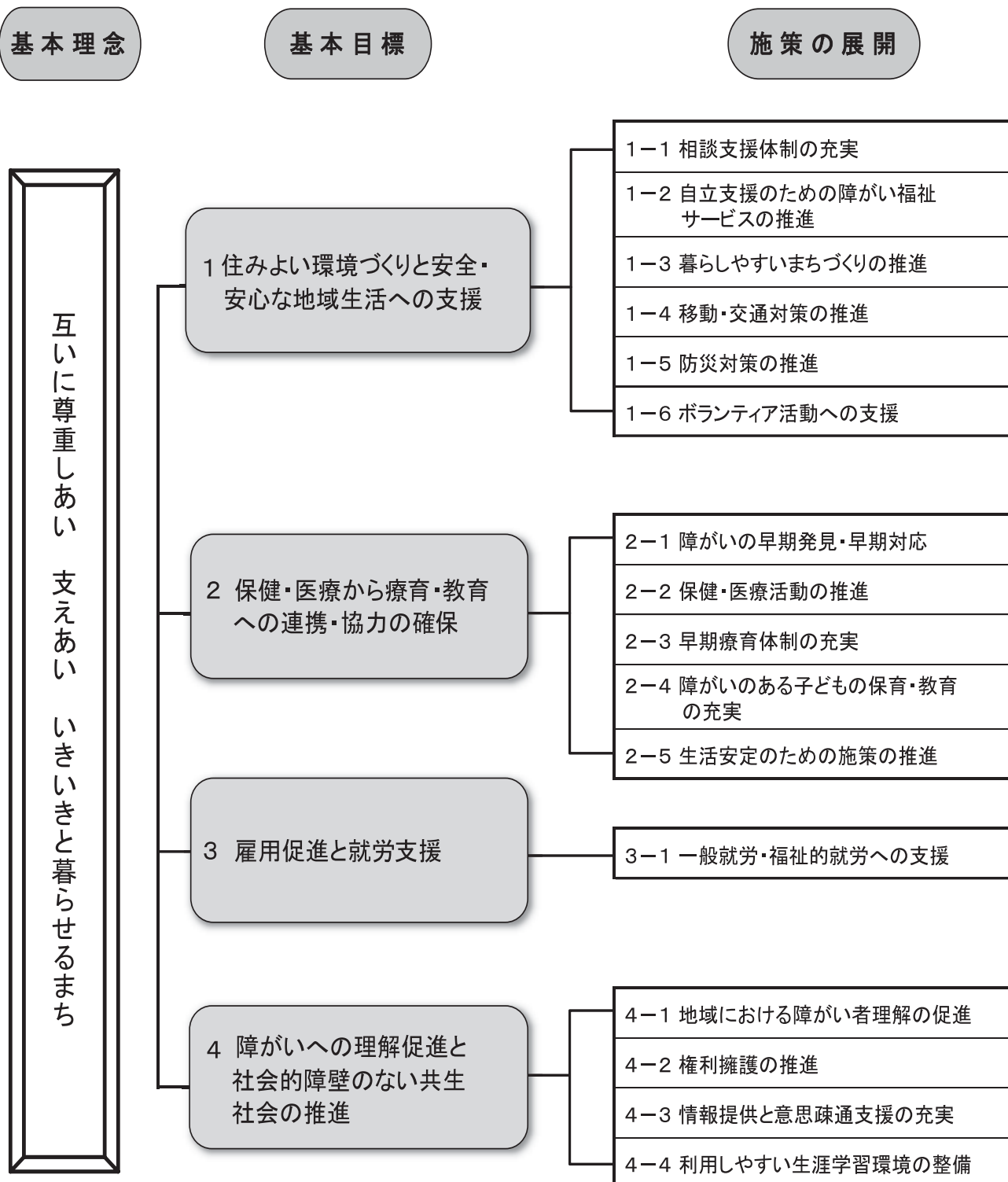
障がいのある人と地域住民が相互に支えあう社会を築くためには、より多くの方から障がいに対する理解を深めてもらう必要があります。地域や学校など障がいのある人とふれあうことを通じ、障がいに対する理解を深め関心を持てるよう、子どもの頃からの福祉教育を推進します。

また、障がいのある人の権利を守るため、権利擁護制度の周知や利用を促進するとともに、障がい者虐待防止の体制を整備します。

⁴ 療育：ことばや身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすように、心身の発達を促し、トレーニング・教育を行うこと。

そして、障がいのある人が余暇活動として、スポーツや文化活動などの参加を通じて、充実した日々を送ることができるよう、利用しやすい生涯学習環境を整備し社会参加を促進します。

第3節 施策の体系図



第4章

施策の展開

第1節 住みよい環境づくりと安全・安心な地域生活への支援

第2節 保健・医療から療育・教育への連携・協力の確保

第3節 雇用促進と就労支援

第4節 障がいへの理解促進と社会的障壁のない共生社会の推進

第4章 施策の展開

第1節 住みよい環境づくりと安全・安心な地域生活への支援

1-1 相談支援体制の充実

【現状】

○ 令和2年度末現在の本市の障がいのある人は1,905人で、平成28年度末と比較すると41人減少しています。内訳は、身体障がい者が1,283人で107人減少し、知的障がい者と精神障がい者は合わせて622人で66人増加しました。本市では3事業所において、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談、助言、訪問等による支援を実施しています。

相談支援事業所への相談件数は、平成28年度が15,539件でしたが、令和2年度は13,538件で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、訪問や面会等が制限され、2,001件減少しました。相談件数が減少した一方で、相談内容は年々複雑かつ多様化しています。

○ 本市が実施した、障がい者福祉に関するアンケート調査結果によると、障がいのある人のうち6割を超える人が、今後（おおよそ5年後）暮らしたい場所は自宅、共に暮らしたい人は家族や親族などと回答しています。また、介助者のうち3割を超える人が自身の高齢化や、健康に不安を感じており、3割弱の人が、緊急時の対応に不安があると回答しています。

○ 小千谷市地域自立支援協議会は年数回の全体会のほか、4つの専門部会・連絡会で会議を開催しています。現計画の進捗状況の評価のほか、市が委託している相談支援事業所や障がい者基幹相談支援センターの運営について評価し、次年度以降の事業推進に関する意見をいただいています。

【課題】

○ 処遇困難ケースや重層ケースのほか、サービスに繋がりにくい人については、専門的な助言、指導、訪問など1回の相談にかかる対応に多くの時間を要しています。相談内容の複雑化・多様化に対応するため、相談支援体制を強化する必要があります。

○ 障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、緊急時の相談支援体制の強化や緊急時の短期入所などの受入れ調整の対応が必要となります。緊急時の対応が必要と見込まれる対象者を把握し、関係機関との連

携により緊急時に備える支援体制づくりを進める必要があります。

- 本計画の進捗状況の評価や、本市に不足している障がい福祉サービスを充足させる効果的な対策を進めるためには、自立支援協議会を構成する関係機関等による情報の共有が必要です。

「障がい者本人の年齢」と「主な家族介助者の年齢」の関係

- ・障がい者本人の年齢が30代以上では、介助者の6～7割が60歳以上

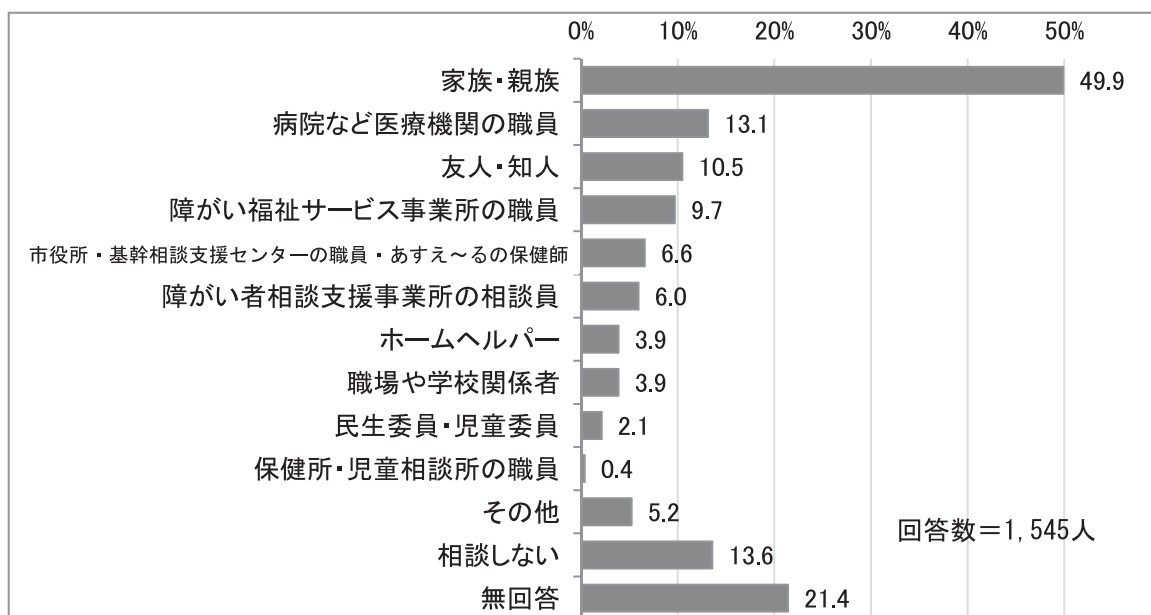
上段：回答数 下段：割合 (%)		合計	主な家族介助者の年齢					無回答	
			40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳		75歳以上
全体		820	40	72	152	103	220	204	29
		100.0	4.9	8.8	18.5	12.6	26.8	24.9	3.5
障がい者本人の年齢別	20代以下	93	14	32	35	4	4	0	4
		100.0	15.1	34.4	37.6	4.3	4.3	0.0	4.3
	30代	45	6	3	7	15	11	2	1
		100.0	13.3	6.7	15.6	33.3	24.4	4.4	2.2
	40代	61	1	11	3	1	28	16	1
		100.0	1.6	18.0	4.9	1.6	45.9	26.2	1.6
	50代	86	3	2	27	12	3	36	3
		100.0	3.5	2.3	31.4	14.0	3.5	41.9	3.5
60代	117	9	2	14	33	46	12	1	
	100.0	7.7	1.7	12.0	28.2	39.3	10.3	0.9	
70代	181	5	15	10	3	85	55	8	
	100.0	2.8	8.3	5.5	1.7	47.0	30.4	4.4	
80代以上	212	2	7	54	32	35	75	7	
	100.0	0.9	3.3	25.5	15.1	16.5	35.4	3.3	

（「障がい者福祉に関するアンケート調査（手帳所持者と自立支援医療受給者の合算集計結果）」より。

以下、本計画書中のグラフは同調査の資料を掲載。）

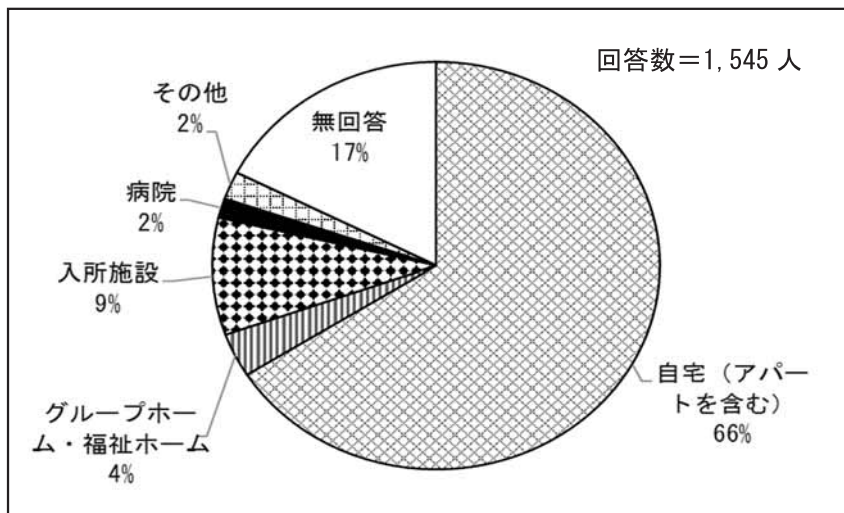
日常生活や職場で困ったことなどをどなたに相談していますか。（複数回答）

- ・「家族・親族」が最も多く、次いで「病院などの医療機関の職員」が多い。



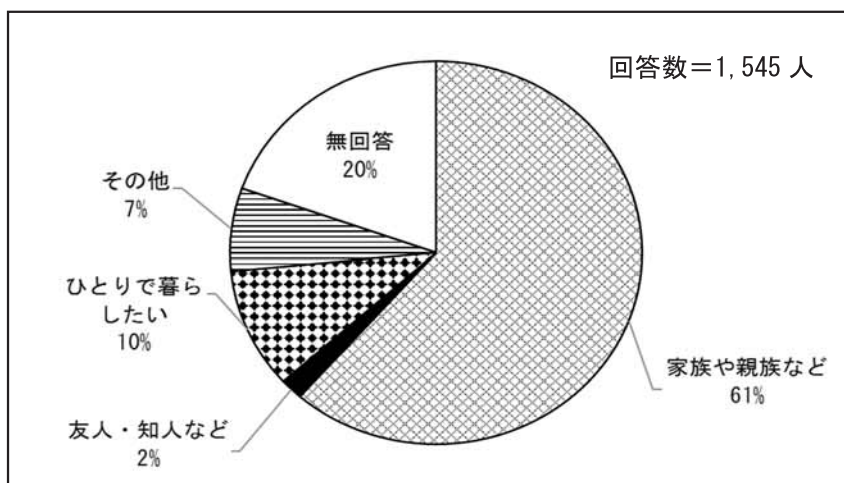
今後（おおよそ5年後）どこで暮らしたいですか。

- ・暮らしたい場所は「自宅」が最も多い。



今後（おおよそ5年後）誰と暮らしたいですか。

- ・「家族や親族など」と暮らしたい人の割合が多い。



【施策の展開】

■相談支援体制の強化と緊急時支援体制の整備

- 本市における相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターでは、市内の相談支援事業所への指導や助言、処遇困難ケースの伴走支援を行っています。相談内容の複雑化・多様化に対応するため、研修会の開催や助言等により相談支援事業所における相談支援専門員の人材育成の取組を引き続き支援します。
- 障がいのある人が、高齢化したり重度化したりしても、また「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時に相談でき適

切なサービスを受けられる体制をつくります。

- 障がい者施設職員における職員の負担軽減を図るとともに、適切なサービスの提供を維持するため、関係団体と連携し、デジタル技術の活用について研究します。

■地域自立支援協議会との連携

- 障がいのある人が日常生活を送るうえでの課題の的確な把握や、障がい福祉サービスの適切な提供を図るため、引き続き小千谷市自立支援協議会との連携に努めます。

■障がい福祉施設整備に対する支援

- 本市内に不足している障がい福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人などが行う施設整備を支援します。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
相談支援事業	小千谷市 (福祉課)	障がいのある人やその家族からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言・訪問を行う。	障がい者相談支援窓口数 4か所	障がい者相談支援窓口数 4か所
相談支援機能強化事業	小千谷市 (福祉課)	基幹相談支援センターを設置し相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報提供、人材育成の支援等を行うことにより相談支援機能の強化を図る。	基幹相談支援センター 1か所	基幹相談支援センター 1か所
【新規】 地域生活支援拠点等事業	小千谷市 (福祉課)	地域の福祉関係機関と連携し、障がいのある人やその家族の緊急時の相談支援や短期入所などの受け入れ調整を行い、障がいのある人の生活を地域全体で支える環境づくりを図る。	—	事業継続
自立支援協議会との連携	小千谷市 (福祉課) 自立支援協議会	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援協議会との連携を図り現状把握に努め、相談支援事業等の施策の効果的な実施を図る。	—	連携の継続
【新規】 障がい福祉施設整備補助事業	小千谷市 (福祉課)	市内の障がい福祉施設充足のため、社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を補助する。	—	補助金の活用による施設整備件数 3件

1-2 自立支援のための障がい福祉サービスの推進

【現状】

- 本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に規定されている障がい福祉サービスのうち「自立支援給付事業」として、障がい程度などに応じて個別のサービス等利用計画に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスを提供しています。

令和2年度の実利用人数の対前年度比較では、居宅介護が34人から37人へと3人増加し、生活介護が77人から81人へと4人増加しています。増加の要因として、障がいのある人の高齢化や退院後の利用のほか、令和元年度に生活介護事業所が2施設開設されたことが挙げられます。

- 障害者総合支援法に規定されている障がい福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」として、本市では、「意思疎通支援事業」や「移動支援事業」、「日常生活用具給付事業」など多様な事業を実施しています。
- 65歳以上の障がいのある人は、一部のサービスを除き障がい福祉サービスに優先して介護保険サービスが適用されます。令和3年3月現在、自立支援給付事業支給決定者261人のうち65歳以上は27人です。

【課題】

- 障がいのある人と介助者の高齢化等により、ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴や排せつ、食事の介護等を行う居宅介護等の訪問系サービスの利用希望が増えることが見込まれるほか、在宅での生活に不安のある人に対応するため、共同生活援助等の居住系サービスの確保も必要です。

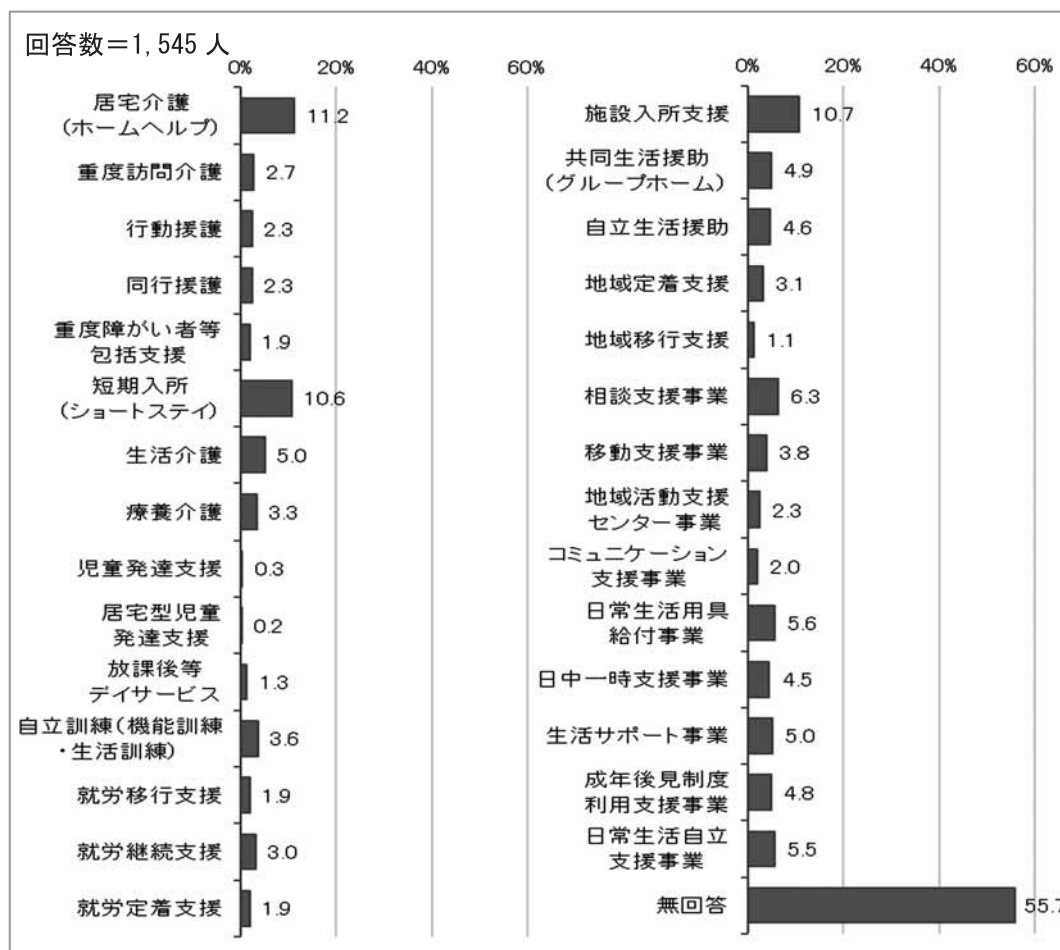
また、障がいのある人が、通所により生産活動や訓練を行うとともに身体機能や生活能力の向上のための支援を受ける生活介護、就労継続支援事業等の日中活動系サービスの確保も必要です。

- 地域生活支援事業においては、個々の障がいの状況に適した必要なサービスの提供に努める必要があります。
- 障がい福祉サービスの利用者が介護保険制度に移行する場合、利用者負担が新たに発生する可能性があるほか、これまで利用していた障がい福祉サービス事業所とは異なる介護保険事業所を利用することになります。こうした制度上の特徴を踏まえ、障がいのある人の介護保険制度への移行が適

切に行われるよう、介護保険事業所等との連携を図る必要があります。

今は利用していないが今後利用したい福祉サービスについて（複数回答）

・「居宅介護（ホームヘルプ）」が最も多く、次いで「施設入所支援」「短期入所（ショートステイ）」が多い。



【施策の展開】

■自立した生活への支援

- 基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携し、必要な人が必要なサービスを利用することができるよう、個々の状況に応じたサービスの検討とサービスの確保に努めます。
- 障がいのある人の高齢化に対応するため、相談支援事業所等の関係団体と連携し、障害者総合支援法に定める高額障害福祉サービス等給付費制度の周知に努め、介護保険サービスへの円滑な移行を図ります。

【主な事業】

(1) 自立支援給付事業〔訪問系サービス〕

障がいのある人の日常生活を支えるため、高齢化や重度化に伴い多様化するニーズに対応できるようサービスを提供します。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和5年度見込み (障がい福祉計画より)
居宅介護（ホームヘルプ）	小千谷市 (福祉課)	自宅で食事・入浴・排せつの介護などを行う。	平均利用者数/月 32人	平均利用者数/月 41人
重度訪問介護		自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出した時の移動中の介護を総合的に行う。	0人	2人
行動援護		行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行う。	1人	2人
重度障害者等包括支援		居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に行う。	0人	0人
同行援護		移動することが著しく困難な視覚障がいのある人に、外出する際の必要な援助を行う。	1人	3人

(2) 自立支援給付事業【日中活動系サービス】

障がいのある人が、生き生きと生活を送ることができるよう、施設等で日中の活動を支援するほか、日常生活や社会生活を営む上で生じる問題について助言などを行います。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和5年度見込み (障がい福祉計画より)
生活介護	小千谷市 (福祉課)	主に日中、障害者支援施設等で食事・入浴・排せつの介護などを行い、創作的活動や生産活動の機会を提供する。	平均利用者数/月 75人	平均利用者数/月 94人
自立訓練（機能・生活）		自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体能力・生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	機能訓練 1人 生活訓練 8人	機能訓練 2人 生活訓練 14人
宿泊型自立訓練		居室などの設備を利用し、家事等の日常生活能力が向上するよう支援を行う。	2人	3人
就労移行支援		一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。	11人	16人
就労継続支援（A型・B型）		就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。	A型 7人 B型 107人	A型 15人 B型 115人
就労定着支援		一般就労に伴い生じる日常生活や社会生活を営むうえでの問題に関する助言を行う。	4人	7人
療養介護		主に日中、病院などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとで介護や日常生活上の世話を行う。	12人	15人
短期入所		短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護などを行う。	32人	29人

(3) 自立支援給付事業【居住系サービス】

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいの場の確保を支援します。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和5年度見込み (障がい福祉計画より)
自立生活援助	小千谷市 (福祉課)	入所施設から退所し、一人で暮らす障がいのある人等に、一定期間必要な情報提供や助言を行う。	平均利用者数/月 0人	平均利用者数/月 1人
共同生活援助		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	38人	52人
施設入所支援		施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。	42人	45人

(4) 地域生活支援事業

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるようサービスの提供を行います。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和5年度見込み (障がい福祉計画より)
意思疎通支援事業	小千谷市 (福祉課)	聴覚障がいのある人などの円滑な意思疎通を支援するために、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行う。	利用件数 23件	利用件数 15件
地域活動支援センター事業		在宅の障がいのある人に地域活動支援センターで創作・生産活動や社会との交流の機会を提供し、必要に応じて機能訓練や社会適応訓練のサービスを行う。	利用者数 市内 35人 市外 8人	利用者数 市内 50人 市外 12人
移動支援事業		在宅の障がいのある人が社会参加や余暇活動などで外出するときの移動の支援を行う。	利用者数 18人	利用者数 28人
日中一時支援事業		在宅の障がいのある人に昼間の活動を提供することで、家族の就労を支援し、家族の負担の軽減を図る。	平均利用者数/月 52人	平均利用者数/月 52人
更生訓練費助成事業		就労移行支援事業などを利用している障がいのある人のうち生活保護世帯などの人に、更生訓練費用の助成を行う。	利用者数 18人	利用者数 27人
自動車改造費・自動車免許取得費助成事業		重度の身体障がいのある人の自動車の改造に要する費用の一部と、障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	利用者数 改造 3人 免許 0人	利用者数 改造 1人 免許 1人
訪問入浴サービス事業		在宅の障がいのある人に入浴介助や入浴車による家族の負担の軽減を図る。	平均利用回数/月 0回	平均利用回数/月 8回
日常生活用具給付事業		重度の障がいのある人に日常生活用具の給付を行う。	給付件数 537件	給付件数 602件

(5) その他の障がい福祉サービスの充実

医療機関や身体障害者更生相談所との連携を図り、補装具の給付を行います。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和5年度見込み
補装具費給付事業	小千谷市 (福祉課)	必要な身体機能の獲得・補助のため、身体に障がいのある人の不自由な部分を補うための用具を給付する。	給付件数 68件	事業継続
軽・中等度難聴児補聴器購入補助事業		身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴がある子どもの補聴器購入費の一部を補助する。	1件	

1-3 暮らしやすいまちづくりの推進

【現状】

- 本市では障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るとともに、介助者の負担軽減を図るため、在宅で重度の障がいのある人がいる世帯を対象に住宅の改修に要する費用の助成事業を実施しています。
- スロープ、多目的トイレ、駐車スペースの設置などにより、公共施設のバリアフリー化を進めていますが、供用年数が長い公共施設の一部では、構造上の理由などによりスロープやエレベーターを設置していない施設があります。
- 「新潟県福祉のまちづくり条例」では、一定規模の公共的施設（特定公共的施設）については、新設等をする場合に市や県に事前協議を行い、必要に応じ指導や助言を受けることになっています。平成29年度から令和2年度までの小千谷市内に新設等（増改築含む）のために、市及び県に事前協議のあった件数10件のうち4件が適合、6件が不適合でした。不適合となった6件においても、一部を除き施設の大部分がバリアフリー化されていることから、社会全体にバリアフリーの重要性が認知されていると考えられます。その一方で、施設のバリアフリーにはさらなる投資が必要となるなどの理由により、「新潟県福祉のまちづくり条例」で定める整備基準の一部に適合しない施設が整備される場合があります。
- 本市では、降雪期に自力で屋根の雪おろしができない障がいのある人のみ世帯と障がいのある人と高齢者のみの世帯を対象に、雪おろし支援事業を実施し、雪おろし作業員を派遣しています。

また、小千谷市社会福祉協議会では、降雪期に自力で屋根の雪おろしができない障がいのある人のみの世帯等に対し、雪おろしの除雪代金の一部の援助を実施しています。

【課題】

- 本市では、平成29年度以降「障害者向け住宅整備事業補助金」の交付実績はありません。その要因として、介護保険における40～64歳の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者のうち障がいのある人については、原則として介護保険制度の住宅改修助成事業が優先的に適用されることが挙げられます。制度によって対象が異なることから、個々の状況に応じて

助成制度が有効に活用されるよう周知が必要です。

- 障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の形成に向けて、さらなるバリアフリー化の推進が必要です。また、今後、特定公共的施設の新設や増改築の際には、誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインの考え方が取り入れられるよう、引き続き啓発に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」）に規定する移動等円滑化基準や「新潟県福祉のまちづくり条例」の整備基準について、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にもさらなる啓発と基準に適合する施設整備の働きかけが必要です。
- 雪おろしの支援希望者が年々増加する一方で、雪おろし作業員は減少傾向にあるため、作業員の確保により事業を安定して実施できる体制づくりが必要です。

【施策の展開】

■住宅環境の整備

- 障がいのある人の身体の状態に適した住宅改修に対し、引き続き補助を行うとともに、制度の周知に努めます。

■公共施設等のバリアフリー化と「心のバリアフリー」の啓発

- 本市が設置している公共施設について、引き続きバリアフリー化に努めます。また、建物の構造上の理由などにより、バリアフリー化が困難な施設においては、施設の職員や施設利用者の人的支援により障がいのある人が安全に利用できるよう、職場の研修や学校教育において、「心のバリアフリー」の啓発に取り組みます。

■ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の整備

- 本市が設置する公共施設の新設や既存施設の増改築においては、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、多様な人が利用しやすい施設づくりに努めます。

■特定公共的施設におけるバリアフリー化の促進

- 特定公共的施設の設置者に対し、引き続きバリアフリー新法や新潟県福祉のまちづくり条例の基準に適合する施設整備を指導するとともに、法律や条例の趣旨について、市民や民間事業者に対する周知に努めます。

■雪おろし等支援活動

- 自力での除雪が困難な障がいのある人と高齢者のみ世帯や障がいのある人のみの世帯等を対象として、冬期における生活の安全確保のため、引き続き雪おろしを支援します。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
障がい者向け住宅整備への支援	小千谷市(福祉課)	障がいのある人の専用住居を身体状態に適した状態にするため、住宅改造に対する補助を行う。	障害者向け住宅整備事業補助金 利用件数 0件	事業継続
特定公共的施設におけるバリアフリー化の促進	新潟県小千谷市(建設課)	特定公共的施設の設置者に対し、バリアフリー新法や新潟県福祉のまちづくり条例の基準に適合する施設整備を指導する。	小千谷市内に新設等(増改築含む)のために、事前協議のあった件数 3件 (延床面積 2,000㎡以上のため3件とも県が審査) 適合:1件 不適合:2件 適合率 33.3% ※参考 令和2年度新潟県内全体の適合率 29.5%	適合率 50%
雪おろし等支援活動	小千谷市(建設課)	雪おろしが困難な障がい者世帯へ「雪おろし支援活動(SOS 雪おろし)」による雪おろし作業員を斡旋する。	障がい者世帯へのサービス券交付数 18件 (社会福祉協議会)	事業継続
	社会福祉協議会	SOS 雪おろしの除雪代金の一部を援助することで自力での除雪が困難な障がい者世帯の安全確保を図る。		事業継続

1-4 移動・交通対策の推進

【現状】

- 障がいのある人の移動にかかる経済的負担を軽減し、社会参加を促進するため、タクシー利用料金の助成と人工透析患者を対象とした通院費の助成を行っています。タクシー料金の助成については、平成30年4月に制度を拡充し、精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象としています。令和

2年度の助成制度利用者数は、平成28年度と比較し、タクシー利用料金助成が494人から409人へ85人減少した一方、人工透析通院費助成は25人から39人へ14人増加しました。

- 精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成制度については、平成28年度から令和元年度までに利用者数が45人から49人へ4人増加しました。令和2年度から、市外の通所事業所へ通所する人も対象に加えたことなどにより、利用者数が前年度から13人増加し、62人となりました。
- 本市が実施した、障がい者福祉に関するアンケート調査によると、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「バスや電車の乗り降りが困難」と回答した人が合わせて4割いました。
- 本市にはJR上越線とJR飯山線を合わせて3駅があります。そのうち上越線小千谷駅の令和元年度の一日当たりの平均乗降者数は約1,200人（JR東日本調べ）で多数の利用がありますが、改札と上り線ホームとの間の通路は階段を利用する構造となっています。
- バスやタクシーなどの道路交通のうち、バスについては路線バスが8路線、乗合タクシーが2路線、新潟市と東京都への高速バスが2路線あります。路線バスでは優先席が設置されているほか、ノンステップバスが順次導入されています。タクシーについては、車いす対応の福祉タクシーの導入や介護ヘルパーの資格を有する運転手の増員による介護タクシーの導入が進められています。

【課題】

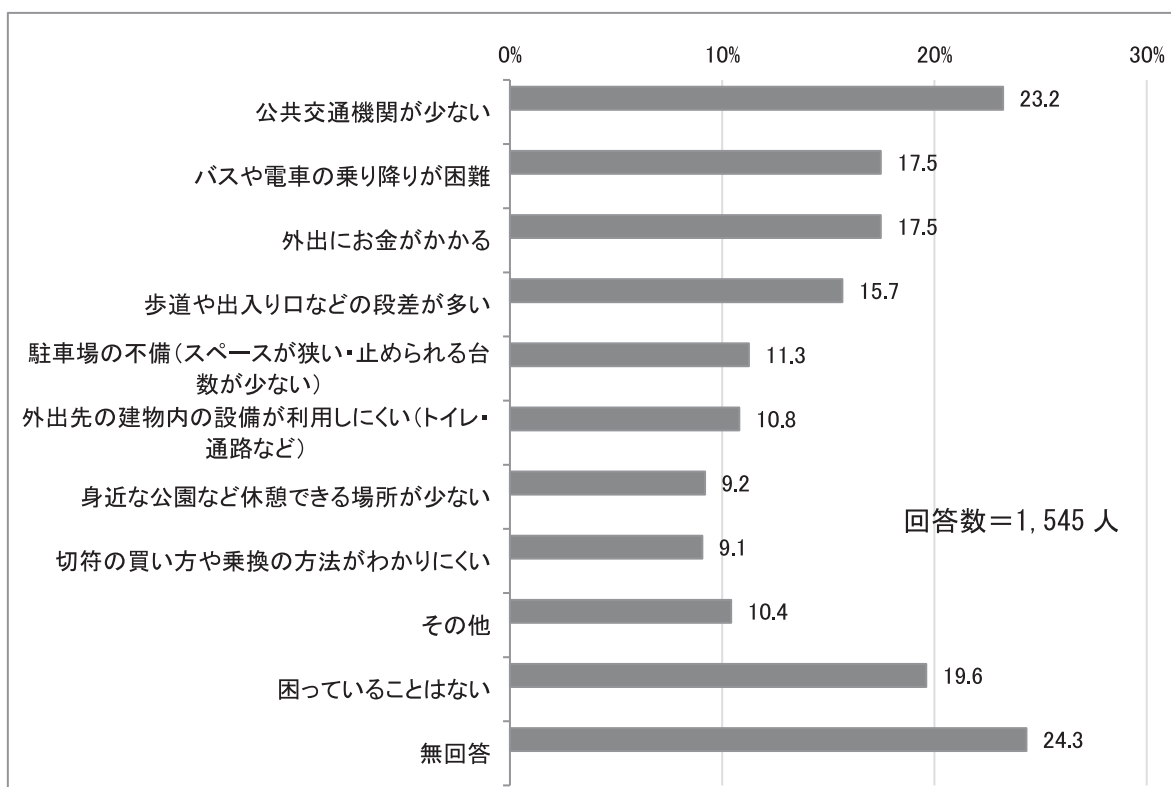
- 障がいのある人の経済的負担の軽減、障がい福祉サービスの利用促進及び社会参加の促進のため、引き続き助成制度の周知に努める必要があります。
- 障がいのある人が地域でそれぞれの特性や能力に合わせた社会参加や自立した生活の場を確保することが求められ、その一つとして外出手段の確保が必要です。
- 上越線小千谷駅構内のバリアフリー化により、障がいのある人が安全に利用できるよう、設置者に対し引き続き改善を要望する必要があります。
- バス、福祉タクシー及び介護タクシーなどのハード面のバリアフリー化については、国の補助制度などに関する情報提供により一層の取組を促進

する必要があります。また、運転手の介護ヘルパー資格の取得やソフト面でのバリアフリー化についても、支援制度に関する情報提供などにより事業者の取組を促進する必要があります。

外出するときに、不便に感じることや困っていることはありますか。

それはどんなことですか。（複数回答）

・「公共交通機関が少ない」、「バスや電車の乗り降りが困難」「外出にお金がかかる」が最も多い。



【施策の展開】

■外出と社会参加に対する支援

- 障がいのある人のうち一定の要件に該当する人に対しタクシー料金の助成を行うとともに、人工透析患者に対し通院費を補助（給油券又はタクシー券を交付）することにより、外出や社会参加の促進と経済的負担の軽減を図ります。

■通所施設への通所に対する支援

- 通所施設を利用する障がいのある人に対し通所費を助成し、障がい福祉サービスの利用促進と経済的負担の軽減を図ります。

■多様な移動手段の確保

- 障がいのある人が安心して生活できるように、市内公共交通の維持確保に努めます。

■鉄道事業者に対するバリアフリー化の要望

- 鉄道事業者に対し、上越線小千谷駅のバリアフリー化を引き続き要望します。

■道路交通事業者のバリアフリー化に対する支援

- バス事業者とタクシー事業者が行うバリアフリーの取組に対する支援制度などの情報提供に努めます。また、国の補助制度を活用する場合は、小千谷市地域公共交通協議会において生活交通改善事業計画を策定し、国の承認を得る必要があるため、計画の策定に取り組みます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
福祉タクシー利用料金助成事業	小千谷市 (福祉課)	タクシー利用料金の一部を助成し、障がいのある人の社会生活や社会参加を促進する。	交付者 409人 2,727,500円 利用率 55.6%	事業継続
人工透析通院費助成事業		人工透析のための通院にかかる費用の一部を助成し、じん臓に障がいのある人の経済的負担を軽減する。	タクシー券交付者 21人 510,500円 給油助成券交付者 18人 283,000円	事業継続
精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成事業		市内の通所施設への通所及び市外の通所施設にやむを得ない理由により通所するための交通費を助成し、対象サービスの利用促進及び利用者の負担軽減を図る。	利用者 62人 2,819,527円	事業継続
バス路線運行費等助成事業地域公共交通確保事業(路線バス・乗合タクシー)	小千谷市 (観光交流課)	路線バスなどの公共交通事業者に補助金を交付し、地域の生活交通を確保する。	路線バス 8路線 乗合タクシー 2路線 補助金額 27,263,376円	事業継続

1-5 防災対策の推進

【現状】

- 災害初動期の避難では、公助が届きにくい場合があり住民同士の協力が不可欠であることから、市内全域の自主防災組織において、避難行動要支援者に対して安否確認や避難支援を行う体制が整えられています。
- 災害時における自助・共助による対応や関係機関相互の連携などを確認

し、防災力を高める（有事に備える）ため、防災訓練を毎年実施しています。

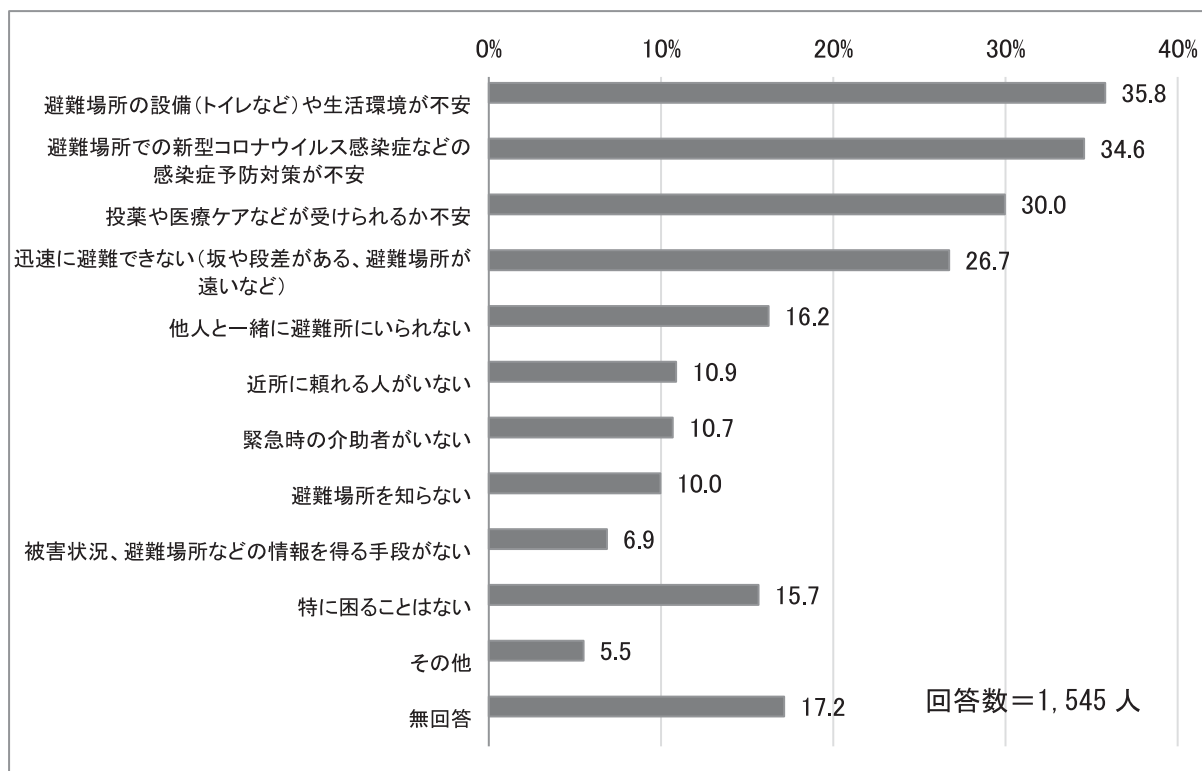
- 災害などの緊急情報を迅速かつ広く伝達できるよう、市内全世帯・全事業所に緊急告知ラジオを無償で貸与するとともに、聴覚に障がいがある人や外出者などへの情報伝達手段として、緊急情報メールやスマートフォンのアプリなども活用しています。
- 緊急時における障がいのある人の避難を想定し、公共施設の避難所における福祉避難スペースの確保に加え、一部の公共施設を福祉避難所とするほか、社会福祉法人などの民間団体との協定締結により、民間施設を福祉避難所として確保できるよう取り組んでいます。

【課題】

- 一部の自主防災会から、住民の高齢化などにより、避難行動要支援者の避難を支援する避難支援者の確保に不安があるとの相談が寄せられています。
- 市主催の防災訓練への参加に加え、自主防災会等において訓練や研修を行うことにより、地域の防災力を高めることができますが、自主的に訓練などを実施している団体は一部に限られています。
- 障がいのある人に緊急情報を迅速かつ正確に伝達するため、引き続き、さまざまな情報伝達手段を確保する必要があります。
- 令和2年度末現在で、福祉避難所とする予定の公共施設は5か所、民間団体との協定に基づき福祉避難所として確保できる民間施設は12か所であり、福祉避難所を利用すると見込まれる対象者の適切な把握に努め、避難先の想定などにより緊急時の迅速な対応に備える必要があります。

地震など災害時に心配なことはなんですか。（複数回答）

・「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」や「避難場所での新型コロナウイルス感染症などの感染症予防対策が不安」、「投薬や医療ケアなどが受けられるか不安」が多い。



【施策の展開】

■避難行動要支援者避難支援制度の啓発

- 避難行動要支援者の避難を支援する制度に対する市民の理解を広め、各地域で避難支援者を確保できるよう啓発に取り組みます。

■防災訓練等による防災力の向上

- 災害時の自助・共助・公助による緊急対応を確認し、有事における被害の軽減に繋げるため、引き続き防災訓練等を実施します。
また、自主防災会等が、避難行動要支援者の避難支援や避難所運営の確認などにより地域の防災力を高めるための防災訓練等を自主的に実施するよう、引き続き働きかけます。

■緊急情報の迅速かつ正確な伝達

- 緊急告知ラジオをはじめ、さまざまな情報伝達手段の活用により、引き

続き、障がいのある人に迅速かつ正確に緊急情報を伝達できるよう努めます。

■福祉避難所の確保

- 災害時に福祉避難所への避難が見込まれる対象者の把握に努めるとともに、災害の種類等に応じ避難先となる施設を想定し、必要となる福祉避難所の確保に取り組みます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
避難行動要支援者避難支援制度の啓発	小千谷市 (危機管理課)	避難行動要支援者避難支援制度の啓発により避難支援者の増加に努め、各地域における避難支援体制の強化を図る。	市の広報誌やホームページや防災訓練時での普及啓発	市の広報誌やホームページなどによる啓発の継続
防災訓練等の実施		市主催の防災訓練のほか、自主防災会等の自主的な訓練、研修等の実施により防災力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別防災訓練の実施 ・自主防災会等が自主的に実施した訓練、研修等の回数 11回 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施 3年に1回総合防災訓練を実施しない年は年1回の市主催による防災訓練の継続 ・自主防災会等が自主的に実施した訓練、研修等の回数 30回
緊急情報伝達手段の確保		障がいのある人に的確に緊急情報を伝達するため、緊急告知ラジオ、緊急情報メール、スマートフォンの緊急情報アプリなど、さまざまな情報伝達手段を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急告知ラジオの無償貸与 全世帯・全事業所 ・緊急情報メール受信登録件数 5,132件 ・緊急情報アプリからの緊急情報の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続 ・緊急情報メール受信登録件数 5,500件 ・事業継続
福祉避難所の確保		福祉避難所への避難が見込まれる対象者の把握に努めるとともに、民間団体との協定締結により、福祉避難所の必要数の確保に取り組む。	福祉避難所設置等に関する協定に基づく福祉避難所の指定 12施設	対象者の把握による福祉避難所の確保

1-6 ボランティア活動への支援

【現状】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いの仕組みづくりが必要不可欠であるため、支援するボランティアやNPO法人などの活動の重要性が増しています。
- 小千谷市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを窓口として、市内の5箇所の障がい福祉サービス事業所においてボランティア活動を体験できる機会を提供しています。また、手話入門講座や、福祉入門講座なども開催しており、多くの市民に、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを提供しています。
- 小千谷市社会福祉協議会では、地域で障がいのある人や高齢者の日常生活を支える仕組みとして、生活支援サポーター事業「あちこたネットおぢや」を実施しています。令和2年度末現在の協力会員登録者は83人で延べ538回の利用があり、令和元年度末と比較すると協力会員登録者は3人減少したものの、利用回数が411回増加しました。また、サービスの担い手となる生活支援サポーターの育成のため、養成講座を開催しています。

【課題】

- 本市のボランティア登録団体は、令和元年度の46団体から、令和2年度は43団体に減少しているため、登録団体の育成が必要です。
- 若年層をはじめとして幅広い年代の方から、ボランティア活動に参加してもらえるよう、引き続き普及啓発に努める必要があります。
- 障がいのある人や高齢者などの支援ニーズの高まりに対応するため、サービスの担い手となる生活支援サポーターの養成と確保に努める必要があります。

【施策の展開】

■ ボランティア活動の啓発・支援

- 小千谷市社会福祉協議会によるボランティア活動の周知とボランティア活動を体験できる機会を提供する活動を支援します。

■ ボランティアの養成

- 小千谷市社会福祉協議会が行うボランティア入門講座などによるボラ

ンティアの養成と、生活支援サポーター養成講座などによる支援サポーターの確保のための取組を支援するとともに、地域における支えあい活動を促進します。

【主な事業】

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の実績がない事業は、「令和2年度実績欄」の（ ）内に令和元年度の実績を記載した。

事業名等		実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
障がい福祉サービス事業所におけるボランティア活動体験機会の提供		社会福祉協議会	障がい福祉サービス事業所においてボランティア活動を体験できる機会を提供し、ボランティア活動の啓発を行う。	0事業所(5事業所) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事業継続
ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー 事 業	ボランティアグループの育成	社会福祉協議会	ボランティア活動の推進や周知活動により、ボランティアの確保と育成を図り、ボランティアと市民の橋渡しを行う。	ボランティア登録団体数 43団体	事業継続
	福祉啓発講座の開催		手話や誘導歩行などのボランティア入門講座などにより、活動のきっかけづくりを行う。	講座開催回数 ・入門手話講座 昼夜各8回 ・ふれEyeボランティアスクール実施回数 0回(1回) ・要約筆記講座開催回数 0回(1回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事業継続
福祉入門講座の開催		社会福祉協議会	福祉入門講座の開催により、障がいのある人を理解するためのきっかけづくりを行う。	講座開催回数 0回(1回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事業継続
生活支援サービス事業「あちこたネットおぢや」		社会福祉協議会	障がいのある人や高齢者の支援ニーズに応える地域住民参加型支え合い活動を促進するため、支援サービスの担い手となる生活支援サポーターを養成する。	・生活支援サポーター養成講座開催回数 0回(4回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・サポーターによる生活支援回数 延べ538回	事業継続

第2節 保健・医療から療育・教育への連携・協力の確保

2-1 障がいの早期発見・早期対応

【現状】

- 子どもの健やかな発育の支援と障がいの早期発見を目的として、乳幼児健診や先天性股関節脱臼検査を実施しています。乳幼児健診において、言葉の遅れなど心身発達面で経過観察が必要と判断された乳幼児の割合は、令和2年度の全健診の平均が16.5%で、平成29年度の14.7%から増加傾向にあります。
- 平成28年度末と令和2年度末を比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者は249人から308人に59人増加し、自立支援医療申請者については435人から552人に117人増加しています。
- 令和元年3月に内閣府が公表した情報によると、平成30年度に行った「生活状況に関する調査」の結果、満40歳から満64歳までのひきこもりの推計数は61.3万人で、ひきこもりが長期化している傾向が認められるとしており、ひきこもりに対する社会的関心が高まっています。ひきこもりの背景には心の病気や発達障がい等が潜在化している場合があります。
また、周囲に気づかれにくく、ひきこもり状態になってから相談につながるまでの期間が長くかかる傾向があります。
- アルコールの摂取は依存しやすく、うつ病等の心の病気の発症につながる可能性があります。また、うつ病等の心の病気は、自殺の一因となる恐れがあります。本市の令和2年度の特定健康診査において、飲酒量3合以上の受診者の割合は1.2%で、毎日飲酒する人の割合は28.2%でした。

【課題】

- 障がいの早期発見・早期対応につながるよう、子どもの成長や保護者の困り感等の把握の場、また、発達の気になる子やその保護者等に対する継続的な支援が必要です。
- 悩みや不調を抱えた方を早期の診断や早期の治療につなげるためには、相談体制のさらなる充実が必要です。
- ひきこもりについて早期の把握や早期の相談につなげるには、ひきこもりへの理解を促進する啓発が必要です。また多機関・多職種との横の連携による相談体制も必要です。

- アルコール依存症者は、うつ病の併存があるため、健康管理について支援をしていく必要があります。また、自ら心身の不調に気づけるよう、啓発するとともに、必要に応じて受診勧奨などを行えるよう、相談体制を維持する必要があります。

【施策の展開】

■障がいの早期発見・早期対応

- 引き続き乳幼児健診等を実施し、問診や個別相談などにより、療育相談や専門の医療機関等への受診について助言します。
- 心身の発達上の心配がある乳幼児や、育児不安のある保護者等に対し、個々に相談や家庭訪問などの切れ目ない支援を行うことにより、子どもの早期療育につながるよう努めます。
- 心の不調を訴える人や、特定健診の問診票で毎日の飲酒が3合以上あると回答した人等に対し、訪問指導において心身の健康管理のための指導を継続します。
- 訪問指導従事者の研修体制を強化し、訪問指導の充実を図ります。

■相談窓口等の充実

- ひきこもりやアルコール等の依存について、長期化を防ぎ、早期相談につなげるため、相談会や家族のつどいの開催を継続します。
- いのちとこころの支援連絡会において、教育・福祉関係者等との連携を図り、早期相談につながるよう支援します。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨		令和2年度実績	令和8年度目標
乳幼児健康診査	小千谷市 (健康未来こども課)	集団健診	4か月	受診者数・受診率 177人 99.4%	受診率 100%
			10か月	197人 100.0%	
			1歳6か月	214人 98.2%	
			3歳	199人 100.0%	
		医療機関委託	6か月	168人 96.5%	
先天性股関節脱臼検診	小千谷市 (健康未来こども課)	生後3か月頃に医療機関で股関節のエコー検査を実施する。		実人数 182人 受診率 100.0%	受診率 100%
療育相談事業	新潟県 (長岡保健所)	発達等の不安がある乳幼児を対象として、専門医が判定・指導を実施する。		開催回数 8回 実人数 10人 延人数 11人	事業継続
精神保健福祉相談会	小千谷市 (健康未来こども課)	臨床心理士による相談会を実施する。 (アルコール依存の相談を含む)		開催回数 4回 実人数 7人 延人数 8人	開催回数 4回
ひきこもりの人の家族のつどい	小千谷市 (健康未来こども課)	ひきこもりの人の家族を対象に、家族同士の話し合いや相談の機会をつくるとともに、情報提供等を行う。		開催回数 3回 実人数 14人 延人数 23人	開催回数 3回
訪問指導事業	小千谷市 (健康未来こども課)	心の悩みを抱える人を対象として保健師による訪問指導を行う。		延人数 精神 488人 心身 2人	事業継続
いのちとこころの支援連絡会	小千谷市 (健康未来こども課)	自殺予防のため、関係機関・団体が共通認識を持って協働するための連携を図る。		開催回数 3回	事業継続

2-2 保健・医療活動の推進

【現状】

- 心の病気や精神障がいについては、目に見えない障がいの理解が難しく、偏見につながりやすい傾向があります。また、家族も多様な問題を抱え込み、孤立しやすい状況にあります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は、幅広い年代の人の心の健康に悪影響を及ぼしているおそれがあります。ストレス対処方法の変化やアルコール摂取量の増加、日常生活における経済的不安、人との交流機会の減少等の様々な要因から、心の不調や自殺の増加リスクが高まっていると考えられます。
- 長期入院・入所している人が退院・退所後に地域での生活に移行するケースは少ない現状です。その要因として、地域での生活から長く離れたことにより、本人が地域で生活するイメージができなくなり退院・退所を希

望しないこと、高齢化により退院・退所後に地域で生活することが困難になること等が考えられます。

- 本市内には精神科医療機関が2か所あります。また、精神科の訪問看護にも対応する訪問看護ステーションが1か所あります。
- いのちとこころの支援連絡会の会議と併せ、精神障がい地域包括ケア連絡会を年3回開催し、精神障がい者の地域生活を支える仕組みづくりについて関係者間で情報を共有しています。

【課題】

- 心の健康を保つための啓発に加え、精神障がいへの理解を深めるための活動を継続していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、心の不調や自殺の増加リスクが高まっているため、コロナうつに関するさらなる啓発やコロナうつなどを対象とする相談体制の充実等が必要です。
- 長期入院・入所していた人の地域での生活への移行を進めるには、医療機関と連携し、地域移行・地域定着支援事業の活用などにより、地域での生活をイメージしてもらうことや、移行後のサポート体制を確保する必要があります。また、地域での生活を支援する日中活動の場や居住の場の充実も必要です。
- 精神科入院病床の削減により、今後、精神障がいのある人が地域で生活するニーズが高まると考えられるため、引き続き、安心して在宅で生活できる支援体制づくりが必要です。

【施策の展開】

■心の健康啓発活動

- 市民の心の健康を保ち、病気や精神障がいに対する理解を広めるため、市民を対象とした講演会等の開催や事業所への周知、広報おぢや等による啓発を行います。

■専門機関等へつなぐ体制づくり

- 地域や職場等において、自殺予防のための気づきや、見守りの意識を高めるための啓発に取り組むとともに、本人や家族だけでなく、近隣の人が心病む人の支援者となり、専門機関や医療機関へつなぐ意識の普及に努めます。

■地域生活への移行に対する支援

- 医療機関等との連携により、長期入院・入所している人が自宅での外泊や障がい福祉サービスの利用体験の機会を通じて、地域での生活に円滑に移行できるよう、また、移行後も地域で安心して暮らしていけるように支援します。

■家族会や自助グループへの支援

- 精神障がい者家族会やひきこもりの人の家族会の活動を支援することにより、精神障がいやひきこもりに対する理解を広めるとともに、当事者や家族の孤立を防ぎ、地域での生活を安心して送れるよう努めます。
- 飲酒により生じる問題の解決に向け、断酒の継続により自ら立ち直るための活動をするグループを支援し、当事者の生活の維持を図ります。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
心の健康（づくり）啓発事業	小千谷市 (健康未来こども課)	心の健康づくりに関する普及啓発を進める。 ・心の健康講演会 ・メンタルヘルス啓発 ・気づき見守り体制づくり	・心の健康講演会 1回 85人 ・心健やか講座 開催中止 ・ゲートキーパー養成講座 開催中止	・心の健康講演会 ・心健やか講座 ・ゲートキーパー養成講座 各1回
断酒の自助グループ・精神障がい者家族会活動への支援		断酒のための自助グループや精神障がい者家族会の活動を継続できるよう、活動場所の提供や会員への情報提供を行う。	【断酒の自助グループ】 会場提供 週2回 広報での周知 12回	【精神障がい者家族会】 例会・研修への協力 12回 例会・研修への協力 継続実施
[自立支援給付事業] 地域移行支援・地域定着支援事業	小千谷市 (福祉課) (健康未来こども課) 新潟県	精神科入院者及び障害者施設等の入所者が退院・退所する際に必要な支援を行う。	平均利用者数/月 0人	※令和5年度見込 (障がい福祉計画より) 平均利用者数/月 0人
医療機関や事業所との連絡会議などへの参加	新潟県 医療機関 相談支援事業所	圏域会議、医療機関との連絡会議、サービス担当者会議等へ参加し、在宅生活の支援に関する情報を収集する。	圏域会議 3回 医療機関との連絡会議 1回 サービス担当者会議 新規・更新時	圏域会議 3回 医療機関との連絡会議 4回 サービス担当者会議 継続実施
訪問指導事業	小千谷市 (健康未来こども課)	保健師又は看護師等が訪問指導を行う。関係機関などと連携してサービス等の調整を行い、在宅生活を支援する。 ①障がいのある人等 ②低出生体重児等 ③多量飲酒者等	障がいのある人等 精神 531人 心身 2人 低出生体重児等 多量飲酒者等 30人 20人	事業継続

2-3 早期療育体制の充実

【現状】

- 子どもの心身の発達や障がい児の養育などに関する相談に対応するため、家庭児童相談室に家庭児童相談員と児童安全相談員を各1名配置しています。また、子育ての困り感などの育児相談について、子育て世代包括支援センター、わんパーク、保育園・認定こども園など、様々な窓口で受け付けています。家庭児童相談室では、令和2年度に114件の障がい相談を受け付けました。
- 子どもの心身の発達のためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が不可欠です。本市では、支援が必要な子どもや発達障がい等の障がいのある子どもの保護者へ「ひまわり（相談支援）ファイル」を配付し、切れ目のない支援につなげています。
- 発達上の心配のある就園前の子どもの療育の場として、地域子育て支援拠点施設わんパークにおいて、遊びやふれあいを通して成長や発達を促す「プレイ教室」を実施しています。また、言葉に関する悩みのある小学校入学前の子どもとその保護者のために、言語聴覚士による「ことばの相談会」を実施しています。
- 障がいのある又はその可能性のある子どもの発達には、早期の発見と適切な時期に十分な療育を受けることが重要です。児童発達支援事業では、就学前に療育の必要性がある子どもに対し、集団及び個別で日常生活上の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行っています。

【課題】

- 子どもの障がいや育てにくさなどにより、子育てに不安を持つ家庭に対する支援のため、引き続き、不安の軽減につながる相談対応に努める必要があります。また、必要な支援につなげられるように、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 支援が必要な子どもや障がいのある子どもの個々の状況把握と関係機関相互の情報共有に有効な「ひまわりファイル」について、さらなる普及と活用を図る必要があります。
- 発達上の心配や言葉に関する悩みのある子どもについて、状況に応じて適切に早期療育につなげるため、成長や発達を促す取組や専門家による相談会を継続する必要があります。

- 障がいのある又はその可能性のある子どもなどの支援が必要な子どもには、乳幼児期から就労までの長期的な視点を持った上でできるだけ早期に療育を受ける必要があります。

【施策の展開】

■相談支援体制の充実

- 家庭児童相談室、子育て世代包括支援センター、わんパーク等において、子どもの発達や子育ての困り感などに関する相談窓口を設置し、保護者の不安軽減に努めるとともに、療育等必要な支援につなげられるよう、関係機関相互の連携強化を図ります。

■切れ目のない支援

- 自立支援協議会子ども部会において「ひまわりファイル」を普及させるための研修会を実施するとともに、保育・教育・療育の各分野の連携による、効果的な活用の促進に努めます。

■療育体制の充実

- 「プレイ教室」を継続して実施し、早期療育の機会を提供するとともに、引き続き「ことばの相談会」を実施し、言語聴覚士による専門的な練習方法等についての助言を行います。
- 本市には児童発達支援を提供する事業所はありませんが、適切な時期から早期に療育を受けることができるよう、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携し、市外の事業所を活用するなど、サービスの確保に努めます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
家庭児童相談室の設置	小千谷市 (健康未来子ども課)	障がいや発達に心配のある子どもとその家庭に関する相談・指導を行う。	家庭児童相談員 児童安全相談員 各1名配置	家庭児童相談員 児童安全相談員 各1名以上配置
ひまわり(相談支援)ファイルの活用	小千谷市 (福祉課)	支援が必要な子どもや発達障がい等の障がいのある子どもが成長や発達に応じて適切な支援が受けられるよう、成長の過程などを記録するファイルを活用する。	ひまわりファイル研修会開催 1回	ひまわりファイルの普及と活用の取組を継続
プレイ教室の開催	小千谷市 (健康未来子ども課)	心身に発達上の心配がある子どもに遊びやふれあいを通して成長や発達を促すとともに、家庭の療育生活を支援する。	開催回数 52回 実人数 9人 参加延人数 250人	事業継続
[障がい児通所支援] 児童発達支援	小千谷市 (福祉課)	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある子どもに、日常生活上の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	平均利用者数/月 2人	※令和5年度見込み (障がい福祉計画より) ----- 平均利用者数/月 4人

2-4 障がいのある子どもの保育・教育の充実

【現状】

- 保育園・認定こども園では、障がいのある子どもや集団生活で支援が必要な子どもの教育・保育を行っており、担当者の研修会を実施しています。
- 家庭児童相談員及び巡回専門家チームが各園を訪問し、各園で適切な支援を行うための具体的な助言を行っています。令和2年度は、家庭児童相談員は保育園で29回・認定こども園で9回の訪問を、巡回専門家チームは保育園で10回・認定こども園で3回の訪問を実施しました。
- 市立保育園では、支援が必要な子どもや障がいのある子どもを受け入れ、保育士等を増員して保育を実施しています。
- 学齢期に支援が必要な子どもに対し、授業終了後や学校の休業期間に放課後等デイサービスや日中一時支援などのサービスを提供し、放課後等の居場所づくりを行っているほか、適応訓練等により、社会との交流促進に取り組んでいます。療育が受けられることや障がいのある子どもの放課後等の居場所ができることから、利用者が増加しています。本市内において、共生型放課後等デイサービス事業所が令和元年度に開設されたことにより、受入れ体制の整備が進み、令和2年度の実利用者数は前年度と比較して8人増加しました。
- 障がいのある児童・生徒の教育の充実のため、教員の指導力向上を目的

とした一斉研修を実施しています。新型コロナウイルス禍においては、例年どおりの研修を実施できないため、リモートによる研修を実施しています。

- 特別な支援を要する児童生徒や障がいのある児童・生徒の生活や学習を支援するため、令和2年度は小・中学校に特別支援学級アシスタントを29人、小学校に学校支援員を17人配置しました。

【課題】

- 子どもの個々の発達や障がいに応じたきめ細やかな対応を行えるよう、保育園・認定こども園、学校、学童クラブ等の職員の更なるスキルアップに努める必要があります。
- 各園において、子どもの個々の状況に応じて適切な支援を行うため、家庭児童相談員や総合支援学校教諭などが専門的な助言を行う体制を維持する必要があります。
- 支援が必要な子や障がいのある子どもの増加に対応する人員を配置し、適切な保育を提供する必要があります。
- 本市内に放課後等デイサービス事業所が開設された平成29年度から年々増加しており、また、就学前の子どもを対象とする児童発達支援事業の利用者も増加していることから、今後も利用ニーズの増加が見込まれるため、放課後等デイサービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 特別支援教育に関する教員の専門性と指導力の向上のため、教員のニーズに応じて、研修の充実を図る必要があります。
- 児童・生徒の教育ニーズや個々の状況に応じた支援が行えるよう、特別支援学級アシスタントと学校支援員を対象とした研修の充実を図る必要があります。

【施策の展開】

■職員の知識と対応力の向上

- 家庭児童相談員及び巡回専門家チームによる各園の訪問を継続し、支援方法等について助言します。
- 職員研修や家庭児童相談員及び巡回専門家チームによる保育園訪問を通して、支援が必要な子どもや障がいのある子どもに対する理解を広め、職員の指導力の向上に努めます。

■障がいのある子どもの保育の充実

- 保育園・認定こども園では、支援が必要な子どもや障がいのある子どもに適切な保育を提供するため、保育士等の適正な配置に努めます。

■障がいのある子どもの放課後活動の充実

- 障がいのある子どもの居場所づくりや社会との交流等の将来に向けた訓練を促進するため、関係事業者との情報共有により、利用ニーズを把握し、サービス提供を行う事業所への働きかけを行います。

■障がいのある子どもの教育の充実

- 障がいのある子どもに関する情報を早期に把握し、個々の状況に応じた特別支援教育の充実に努めます。
- 総合支援学校の市内の幼保小中学校の特別支援教育に関わる中核的機能を活用し、教職員等の専門性と指導力の向上を目的とした研修の充実を図ります。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
障がい児担当者等研修会	小千谷市 (健康未来こども課)	障がいのある子どもに関わる保育園・認定こども園・小中学校の職員や保健師等を対象とした研修会を開催し、専門性の向上を図る。	開催回数 1回 参加人数 56人	開催回数 1回
保育園・認定こども園訪問事業	小千谷市 (健康未来こども課)	各園を訪問して支援が必要な子ども等の様子を確認し、担当職員へ具体的なアドバイスを行う。	訪問園数 13施設	事業継続
障がい児保育事業	小千谷市 (健康未来こども課)	障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの入園数に応じて、保育士等を適正に配置し、適切な保育の提供に努める。	増員保育士等数 27人	事業継続
[障がい児通所支援]放課後等サービス	小千谷市 (福祉課)	就学している障がいのある子どもの放課後や休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行う。	月平均利用者数 21人	※令和5年度見込 (障がい福祉計画より) 月平均利用者数 32人
特別支援教育推進事業	小千谷市 (学校教育課)	研修の充実により、特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図る。	特別支援教育研修会 1回	特別支援教育研修会 2回
		障がいの種類、程度の判断及び適切な就学支援や教育支援を行うため調査・審議を行う。	教育支援委員会 定例 2回 臨時 随時 専門相談員連絡会 2回	教育支援委員会 定例 2回 臨時 随時 専門相談員連絡会 2回

2-5 生活安定のための施策の推進

【現状】

- 障がいのある人の経済的負担を軽減するとともに、早期の適切な医療の受診につなげるため、特別障害者手当の支給や医療費に対する助成を行っています。

【課題】

- 経済的な負担を軽減し、適切な医療の受診につなげるためには、関係機関等と連携して、対象の方に対し、各種医療費助成制度や特別障害者手当に関する周知を継続して実施することが必要です。また、精神障がいの自立支援医療と医療費助成事業の対象者が増加傾向にあることから、関係機関等との連携により早期の予防対策を講じる必要があります。

【施策の展開】

■適切な医療の受診及び経済的負担への支援

- 障がいのある人に適切な医療の受診を促すとともに、経済的負担の軽減を図るため、引き続き、医療費の助成と手当の支給を行います。
また、障がいの早期発見・早期対応のため、訪問指導の充実などを図り、早期に専門機関の受診につながるよう努めます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
自立支援医療給付事業 (育成医療) (更生医療) (精神通院医療)	小千谷市 (福祉課)	早期の適切な医療の受診と医療費に係る経済的負担の軽減を図る。 【育成医療対象者】 身体に障がいがあり、またはその障がいが残ると認められる18歳未満の児童 【更生医療対象者】 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人 【精神通院医療対象者】 精神疾患の通院医療費に係る経済的の自己負担を軽減する。	育成医療 ・交付件数 15件 780,989円 更生医療 ・実利用者 96人 10,602,315円 精神通院医療 ・実利用者 791人	事業継続
精神障害者医療費助成事業		精神疾患による入院に係る自己負担額の一部を助成する。	実利用者数 55人 2,312,492円	
特別障害者手当等給付事業		重度の障がいのある人等に対し、障がい等により生じる特別の負担を軽減することを目的とし手当を支給する。	実利用者数 63人 12,342,150円	
重度心身障害者医療費助成事業		重度の障がいのある人に対し、療養に要する費用の自己負担額の一部を助成する。	受給資格者数 850人 62,339,118円	

第3節 雇用促進と就労支援

3-1 一般就労・福祉的就労への支援

【現状】

- 小千谷市地域自立支援協議会の専門部会である「就労部会」では、障がいのある人の雇用や就労の促進をしています。また、農福連携の取組については、農業法人と障がいのある人の接する機会をつくるのが難しいため、小規模な季節限定的な作業の受注にとどまっています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、就労することが重要です。国は令和3年3月1日に「障がい者の雇用促進に関する法律」の一部を改正する政令の一部改正を行い、事業者に対する法定雇用率を2.3%に引き上げました。長岡公共職業安定所管内の令和2年6月1日現在の民間企業における障がい者雇用率は2.29%でした。
- 障がいのある人の働く意欲の高まりから、令和2年度は、市内の就労支援事業所や就労訓練事業所の定員を約30人上回る登録状況となっています。
- 総合支援学校卒業後の社会的・経済的自立には、企業等への就労が重要です。総合支援学校をはじめとする特別支援教育では、就労を目指した社会参加及び自立のため、作業学習や職場実習に取り組んでいます。

【課題】

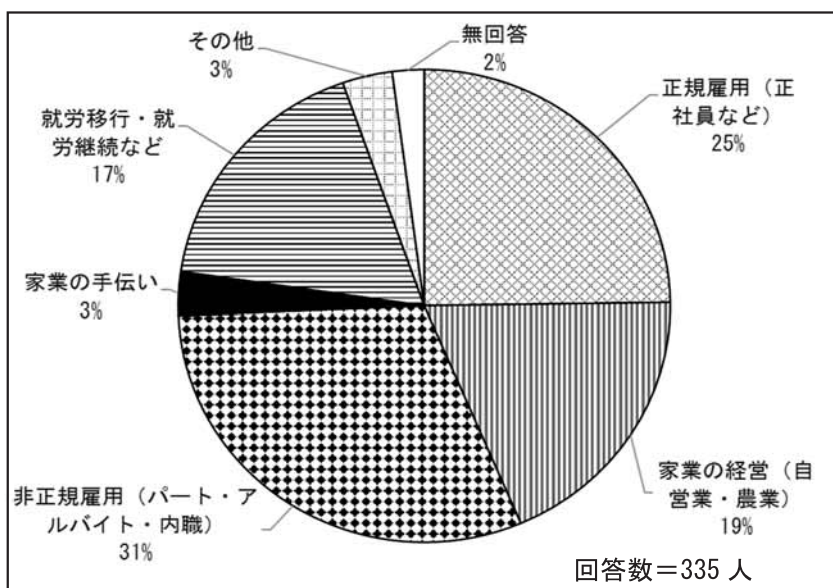
- 市内相談支援事業所や企業、総合支援学校、就労関係機関との連携を更に強化し、実習先となる企業の開拓と確保に努めていく必要があります。また、新潟県の農福連携コーディネーターの協力を得て農業法人へ受注依頼について働きかけを行い、農福連携にも力を入れて取り組んでいく必要があります。
- 働く意欲を持つ障がいのある人が、その特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就業の機会の確保と、企業における障がいに対する理解の促進を図り、障がいのある人に配慮した環境整備に努めていく必要があります。また、障がい者雇用の一層の推進を図るため、ハローワークや商工会議所などをはじめとする関係機関と連携し、就労から定着までの一貫した支援を実施していくことも必要となります。
- 就労訓練事業所利用者の高齢化が進んでいることから、障がい福祉サー

ビスから介護保険サービスへの移行がスムーズに進むよう、関係機関で連携を図り、新規利用者を受け入れる場の確保に努めて行く必要があります。

- 総合支援学校の職場実習先となる企業等の開拓と確保に努めていく必要があります。また、卒業生が増加傾向にあることから、生徒の適性に合った就労につなげることに配慮しながら、卒業後の就労の場を確保することが必要です。

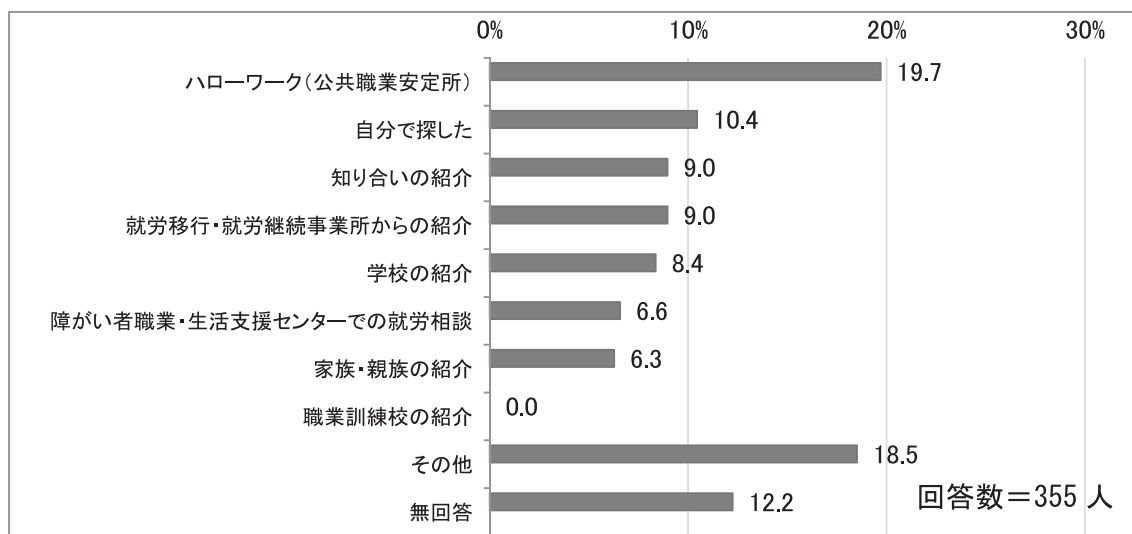
どのような働き方をしていますか。

- ・「非正規雇用（パート・アルバイト・内職）が多い。



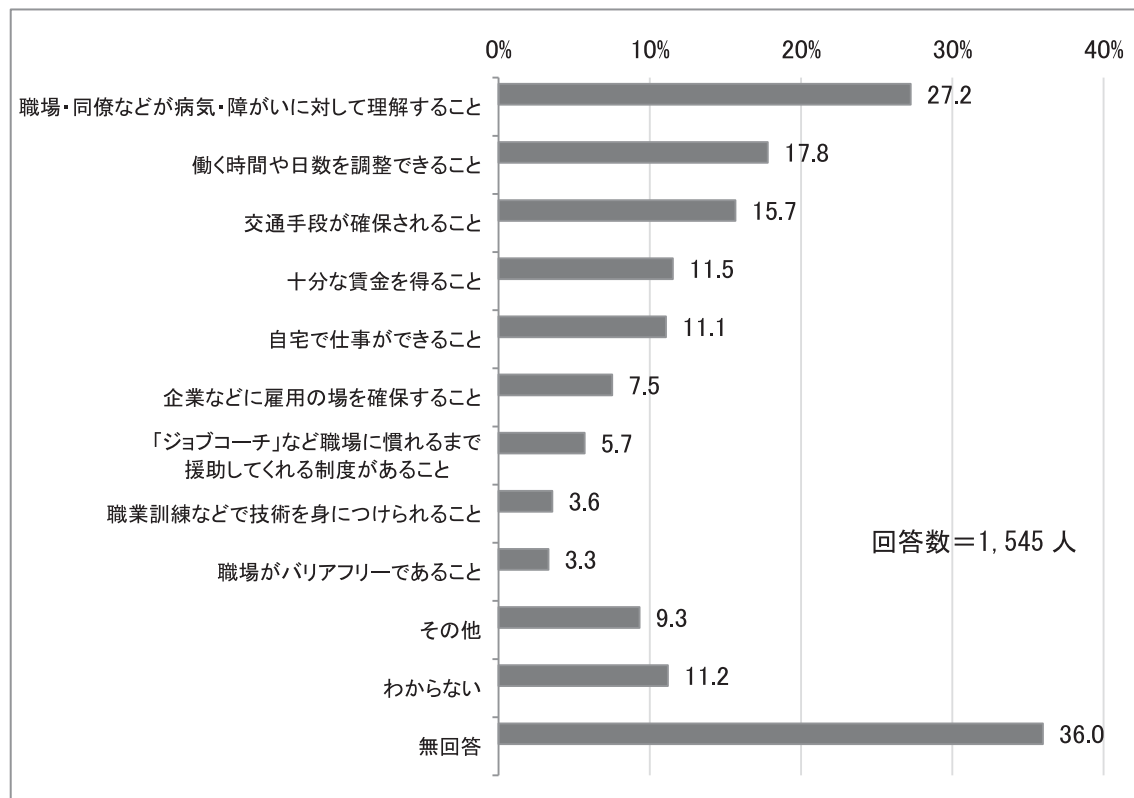
現在の仕事をどうやって見つけましたか。

- ・ハローワーク（公共職業安定所）が最も多い。



働くことや、働き続けるためには、主にどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

- ・「職場などが障がいに対して理解すること」が最も多い。



【施策の展開】

■雇用・就労支援の推進

- 障がいのある人の雇用・就労の推進を図るとともに、就労継続支援事業所での工賃向上を目指し、自主製品の開発に努め、受注量や受注先の拡大をしていくための仕組みづくりとして「共同受注体制」を構築します。また、農福連携への取組みによる就農の促進にも努め、職域の拡大も図ります。

■物品等の優先調達への推進

- 「小千谷市障がい者就労施設等からの物品等の優先調達方針」に基づき小千谷市が物品を調達する際、優先的に障がい者就労施設等から購入する取組を推進します。

■企業の障がいに対する理解の促進と体験活動の充実

- 企業の障害者雇用に対する不安を解消するため、企業向けに雇用事例等

の情報提供や総合支援学校見学会の実施、企業への実習を通じて事業主の障害者雇用に向けた理解の促進に努めます。

- 生徒の適性に合った職場実習事業所の確保に努め、就労支援を推進します。また、特別支援教育において、社会参加及び自立ができる能力の養成を目的とした作業棟内の体験設備の充実を図ります。

■福祉施設での就労支援と介護保険との連携

- 一般企業への就労が困難な人に対して、就労移行支援や就労継続支援の利用を促進し、受入れ体制の整備を推進します。高齢となった就労訓練事業所利用者については、高齢分野との連携による介護保険サービスへのスムーズな移行を検討し、新規利用者を受け入れる場の確保に努めます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
自立支援協議会就労部会による就労推進事業	小千谷市(福祉課)	各機関との情報交換、視察研修会等を実施し、工賃増額や就労の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援学校見学会 ・スキルアップセミナー ・視察研修 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催無し 	各年度の課題に応じた事業を展開する
【再掲】就労移行支援		一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。	月平均利用者数 11人	※令和5年度見込 (障がい福祉計画より) 16人
【再掲】就労継続支援(A型・B型)		就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。	平均利用者数/月 A型 7人 B型 107人	※令和5年度見込 (障がい福祉計画より) A型 15人 B型 115人
産業現場等における実習活動(特別支援教育)	小千谷市教育委員会(総合支援学校)	受入れ企業の理解を促進するとともに、職場実習を通して社会参加できる能力の育成と、あわせて将来の経済的自立を支援するため、産業現場等での実習を行う。	職場実習事業所数 42事業所	職場実習事業所数 60事業所
障害者優先調達推進法の推進	小千谷市(福祉課)	「小千谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を推進し就労施設等の物品又は役務等受注機会の確保に努める。	受注額 2,540,672円	事業継続

第4節 障がいへの理解促進と社会的障壁のない共生社会の推進

4-1 地域における障がい者理解の促進

【現状】

- 障がいに対する理解については、特に精神障がい者の場合は目に見えない障がいの理解が難しく、偏見につながり易い現状にあります。
- 障がい者が地域において、自立して生活していくためには地域住民をはじめ、多くの市民から、障がいの特性や障がいのある人について理解してもらうことが重要です。小千谷市社会福祉協議会では「福祉ふれあいフェスティバル」の開催や市内の小中学校などでの「福祉教育推進事業」により、障がいのある人への理解促進に取り組んでいます。また、市内の相談支援事業所では地域交流イベントを開催し、障がいのある人とふれあう機会を設けることにより、理解促進を図っています。

【課題】

- 引き続き、障がい者自身や家族会、関係者等が交流の機会を通じて、市民に活動をPRし、障がいへの理解促進につなげる必要があります。
- 福祉教育は、障がいのある人への理解を深める上で、早期の福祉教育は重要であることから、各学校での障がい者疑似体験などにより効果的な啓発を行うことが必要です。また、地域交流イベントで障がいのある人とふれあうことは、理解促進へとつながる機会となることから、多数の来場者があるイベントを企画し、周知に努めて行く必要があります。

【施策の展開】

■障がい者理解に対する普及啓発活動の推進

- 地域共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう、広報おぢやや市のホームページを活用した周知、イベントなどの機会を捉え、障がい福祉に関する啓発活動について積極的に取り組んでいきます。
- 心の健康講演会や障害者支援センターさつき工房ふれあい祭等において、精神障がいについての理解を促進する活動を継続していきます。

■福祉教育の推進

- 学校教育において福祉教育を推進するため、小千谷市社会福祉協議会が実施している「福祉啓発講座」を通じて、子どもの頃から早期に障がいのある人について正しい知識を習得し、理解を深めることができるよう支援します。

■地域交流の場の推進

- 地域住民と障がいのある人との交流を図るため、障がい福祉サービス事業所が行うイベントなどの情報を周知し、支援します。

【主な事業】 ※感染症対応事業は、令和2年度実績の（ ）には令和元年度実績を記載

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
健康福祉まつり	健康福祉展 小千谷市(健康未来子ども課) 健康福祉まつり実行委員会	健康づくりの實踐ができるように、情報交換等を通じ健康・福祉に対する理解を深める場として保健福祉の関係団体による周知活動を行う。	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事情に応じた事業内容を検討し調整
	福祉ふれあいフェスティバル 社会福祉協議会	障がいのある人本人や家族会、総合支援学校、ボランティアグループの活動を通し、市民へ地域福祉やボランティア活動の啓発と理解を深める。	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事業継続
福祉教育推進事業	社会福祉協議会	市内の全小・中・高等学校を社会福祉普及校として指定し、各学校で行う障がい者疑似体験や車椅子体験など福祉体験を支援し、障がい者理解を深める。	福祉体験 3 中学校 6 回 3 小学校 6 回 1 高校 9 回 学童クラブ 1 回	事業継続
地域交流イベント広報等の支援	小千谷市(福祉課)	障がい福祉サービス事業所又は団体等が行う祭りや交流会などのイベントの広報等を支援する。	イベント来場者数 さつき工房 一人 (382 人) ひかり工房 一人 (260~270 人) ひだまり工房 一人 (250 人) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	事業継続
			ハートフルスポーツフェスタ参加 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

4-2 権利擁護の推進

【現状】

- 障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し、障がいのある人も無い人も支え合いながら共生社会の実現に向けて取り組んでいます。
令和3年6月4日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、3年以内に施行となります。この改正では、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、従前の努力義務から義務に変更されました。
- 知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用に関する支援を行っています。令和2年度には39名が制度を利用しました。本市が行った、障がい者福祉に関するアンケート調査の結果によると「成年後見制度内容を知らない」と回答した人が4割となっていることから、制度の認知度としてはまだ低い状況です。
- 小千谷市社会福祉協議会では、平成31年4月から法人後見を開始し、令和2年度末までに1件の受任実績がありました。
- 本市では平成24年10月1日に障がい者虐待防止センターを設置しました。設置後は年度によりばらつきはあるものの、1年間で平均して2件程度の通報があり、令和2年度までに18件の通報がありました。通報を受けた案件については、早期対応と継続した見守り支援を行っています。

【課題】

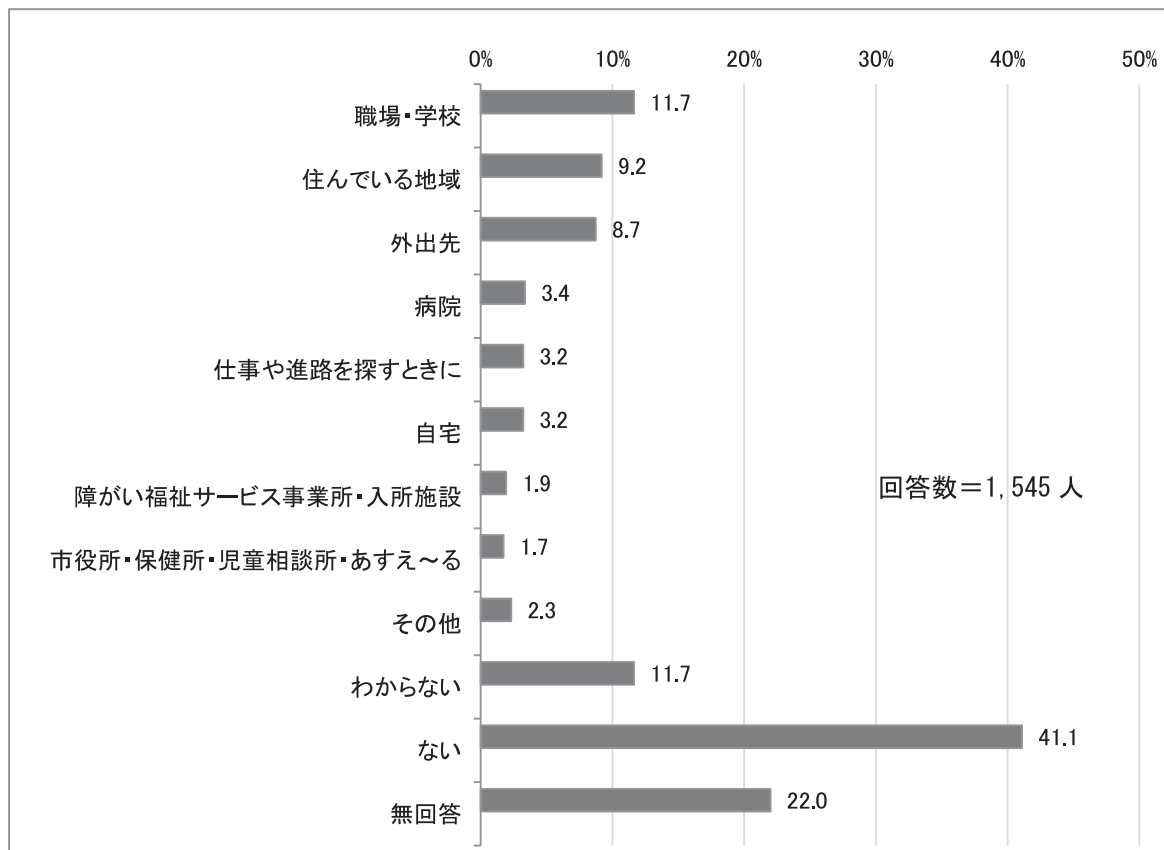
- 一人ひとりが障がいについての理解をより深めるとともに、障がいの有無により分け隔てられることなく、お互いの個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。
障がいのある人が差別を受けることなく、働きやすい職場環境となるよう、事業者に対し、より一層障がい者の理解促進につながる周知、啓発を行う必要があります。
- 本市の障がい者及び介助者の高齢化により、今後「親亡き後」の問題が懸念されることから、より一層制度の周知に力を入れていく必要があります。
- 成年後見制度の周知と利用促進のため、相談支援事業所の相談員向けに研修会を実施するほか、制度利用が必要となる方への支援が行えるよう関係機関と連携していく必要があります。

- 関係機関等と連携協力体制を整備し、家庭や福祉施設、職場などにおける障がい者虐待防止に取り組んでいく必要があります。

今までに病気・障がいを理由に差別・偏見を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

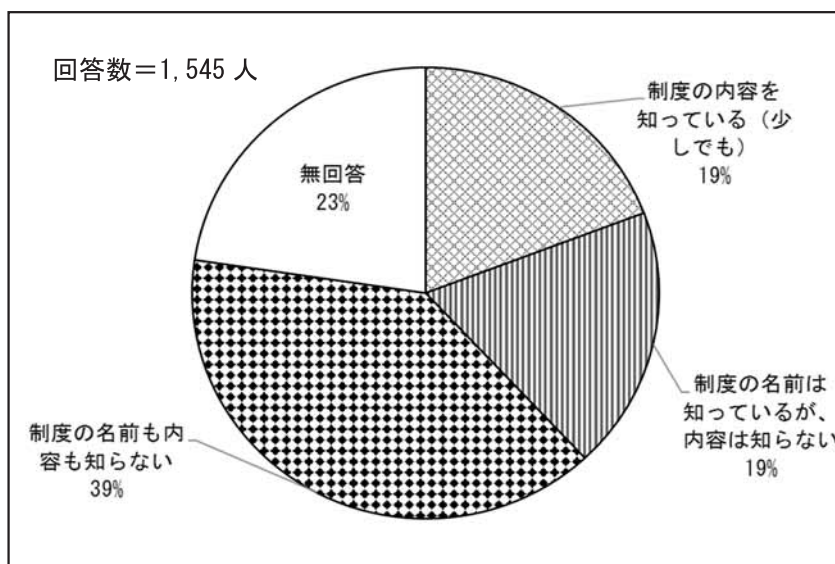
それはどんな場面ですか。（複数回答）

・「ない」と答えた人が最も多いが、「職場や学校で」で差別や偏見を受けた人が11.7%いる。



成年後見制度を知っていますか。

- ・「制度の名前や内容を知らない」という人は約6割となっている。



【施策の展開】

■差別の解消と地域共生社会の推進

- 差別のない地域共生社会の実現に向けて、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」について、市民や企業に対しさらに周知・啓発を強化していきます。

■権利擁護制度の利用促進

- 障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人とその家族の権利擁護のため、社協だより及び広報おぢや等を活用して、成年後見制度の周知と利用促進に努めていきます。
- 生活困窮の方に対する成年後見制度利用に係る費用の助成を行います。
- 身のまわりのことや金銭管理ができない方へ、小千谷市社会福祉協議会が取り組む「日常生活自立支援事業」の制度の周知と利用促進を図ります。
- 相談支援事業所と連携し、成年後見制度の知識を深め、法人後見を推進します。

■障がい者虐待防止の支援体制の強化

- 障がいのある人への虐待については、関係機関等と連携をしながら情報共有を図るとともに、通報があった場合は障がいのある人の保護と迅速か

つ適切な対応や継続的な支援を行います。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
成年後見制度利用支援事業	小千谷市(福祉課)	物事を判断する能力が十分ではない障がいのある人等が成年後見制度を利用する場合の審判の申立て及び審判等又は後見人の報酬に関する支援を行う。	相談受付 0件 利用件数 1件	事業継続
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	知的・精神障がいのある人等で、日常生活上で必要な障がい福祉サービスの利用等について、自分ひとりの判断で行うことに不安がある方の相談や手続き等を支援する。	利用者 13人 相談受付526件 生活支援員による支援157回	事業継続
障がい者虐待防止の体制整備	小千谷市(福祉課)	マニュアルを作成し虐待の防止と早期対応できる体制を推進する。	相談受付 0件 (継続対応を含む)	事業継続
障がい者差別解消法の推進		職員対応要領を整備し窓口等において障がいのある人等に対して適切な配慮を行う。	相談件数 0件	事業継続

4-3 情報提供と意思疎通支援の充実

【現状】

- 本市が実施した、障がい者福祉に関するアンケート調査によると、障がいのある人の約3割は、福祉サービス等に関する情報を広報おぢやや市のホームページから入手しています。また、本市が作成している障がい福祉サービスガイド「ふれあい♥おぢや」は多くの方から活用されています。
- 市では、ろう者が手話で意思疎通を円滑に図ることができる環境の整備を目指し、平成30年4月に手話言語条例を施行しました。また、聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者(奉仕員)、要約筆記者(奉仕員)の派遣事業を行うとともに、手話奉仕員の人材確保のため養成研修を実施しています。

【課題】

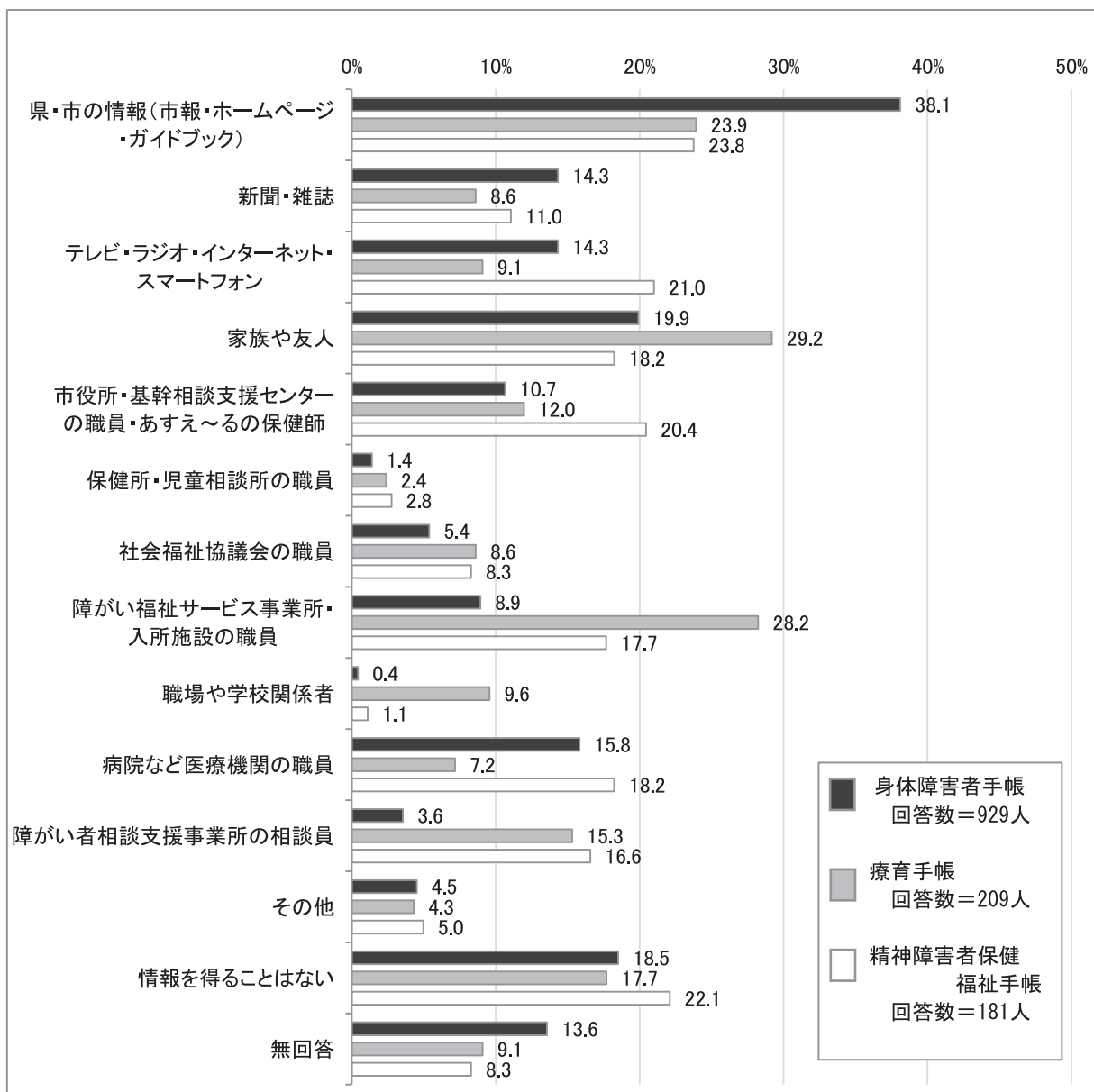
- 障がいのある人が必要なときに必要な情報を取得できるよう、情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上と情報内容の充実を図る必要があります。
- 聴覚に障がいのある人などの円滑にコミュニケーションができる環境を整備するため、引き続き、手話奉仕員等の育成に努める必要があります。また、ろう者等手話に関わる人と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保に

努める必要があります。

障がい福祉に関する情報を得ることはありますか。それはどこまたは誰からですか。(複数回答)

・「県・市の情報」が最も多く、次いで「家族や友人」が多い。

手帳の種類別にみた障がい福祉に関する情報源



【施策の展開】

■情報提供の充実

- 障がいのある人が、各種障がい福祉サービス等の情報を適切に得られるよう広報おぢやや市のホームページの内容充実を図ります。
- 障がい福祉サービスガイドブック「ふれあい♥おぢや」を引き続き作成

し、必要な情報提供を行います。

■意思疎通支援の充実

- 手話への理解促進と、手話の普及啓発に努めます。
- 手話奉仕員の養成研修を実施し、人材の育成と確保に努めます。
- 聴覚障がい者のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者（奉仕員）・要約筆記者（奉仕員）を派遣します。また、市主催の講演会にも手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を推進していきます。

【主な事業】 ※感染症対応事業は、令和2年度実績の（ ）には令和元年度実績を記載。

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
「ふれあい♥おちや 障がい児・者福祉サービスガイド」の発行	小千谷市（福祉課）	障がい福祉制度や障がい福祉サービスなどを掲載した冊子を作成し、情報提供を行う。	改訂1回(7月)	法改正等に即した内容の充実
[地域生活支援事業] 意思疎通支援事業		聴覚に障がいのある人などの意思疎通を円滑にするために、手話奉仕員と要約筆記奉仕員の派遣を行う。	派遣回数 21回 実利用者 6人 ・手話奉仕員養成講座(5人)、 ※スキルアップ研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・手話奉仕者養成講座への参加 5人	事業継続 手話奉仕員養成講座及びスキルアップ研修 開催 要約筆記奉仕員研修 開催

4-4 利用しやすい生涯学習環境の整備

【現状】

- 総合体育館サブアリーナ、市民プール、グリーンヒル白山体育室は、障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者と介護者の施設利用料を免除しています。
- 障がい者への理解促進と、障がいの有無に関わらず誰でもスポーツを楽しめる場を提供するため、ユニバーサルスポーツ交流大会を実施しています。

- 障がいのある人の学習機会を支援するため、障がい福祉サービス事業所が実施する講演会・実習等に講師を派遣しています。
- 障がいの有無にかかわらず、共に学び、交流する「集合型事業」の実施に向けて、障がい福祉サービス事業所や関係団体・ボランティアと連携して実施に向けた検討を行っています。
- 発達障がい等の理解を深め、子どもの個性に応じた接し方について学ぶ機会をつくり、子どもとともに保護者等も成長することを目的として、家庭教育事業「子育て講座」を開催しています。

【課題】

- 現行の減免基準の検証と、利用しやすい施設とするためのニーズの把握が必要です。
- ユニバーサルスポーツ交流大会の参加者が、年々増加する一方で、規模が大きくなるにつれて、運営に携わる人材が不足する傾向にあるため、関係団体等とのさらなる連携が必要です。
- 障がいのある人が支援した学習活動を継続できるように、学習の成果を発表する機会をつくる必要があります。
- 「集合型事業」の学習内容の充実や参加者の交流を深めるため、障がい福祉サービス事業所や関係団体・ボランティアとの連携を強化する必要があります。
- 家庭教育事業を継続的に実施するため、指導者や指導補助者の育成が必要です。

【施策の展開】

■ニーズに応じた施設整備

- 障がい者（団体）のニーズの把握と、見直しを含めた減免基準の検証を行い、利用しやすい施設とするよう努めます。また、施設のバリアフリー化についても適切な整備を図るよう努めます。

■協力体制の充実

- 障がい福祉サービス事業所や関係団体のほか、地元企業や包括連携協定を締結している企業との連携強化を行い、障がい者スポーツの普及と理解促進、協力体制の充実に努めます。

■学習機会の充実

- 障がい福祉サービス事業所や総合支援学校等の関係機関との連携強化を行い、学習の成果を発表する機会を継続して提供していきます。

■ボランティアとの連携強化

- 障がい者の生涯学習を推進し、障がい福祉サービス事業所や高校生・ボランティアと連携を強化しながら集合型事業の機会を提供していきます。

■指導者向け学習機会の提供と情報共有

- 指導者向けの学習会を実施し、指導者や指導補助者の育成を図ります。また、継続した保護者向けの学習機会を提供し、総合支援学校や教育センター等の関係機関と連携しながら情報を共有するように努めます。

【主な事業】

事業名等	実施主体	事業主旨	令和2年度実績	令和8年度目標
公共施設の利用促進事業	小千谷市 (生涯学習課)	総合体育館サブアリーナ、市民プール、グリーンヒル白山体育室について、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者と介護者の施設利用料を無料とする。 令和元年度に総合体育館内ロビーに新設したボッチャコートを無料開放とする。 ※ボッチャ：障がい者スポーツ	利用者数 ・サブアリーナ 5人 ・市民プール 121人 ・グリーンヒル白山 110人 ・ボッチャコート 127人	事業継続
ユニバーサルスポーツ交流事業	小千谷市 (生涯学習課)	ユニバーサルスポーツを通じて、障がい者への理解促進と誰でも気軽にスポーツ参加できる地域づくりを行う。	ボッチャ教室 実施回数20回 参加者390人	事業継続
障がいのある人の作品展・発表の場づくり	小千谷市 (福祉課) 障がい福祉サービス事業所	障がいのある人の作品展・発表の場づくりの支援を行う。	健康福祉まつりでの展示 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	作品展の場を増やす

第5章

計画の推進に向けて

第1節 他計画との調和

第2節 施策相互の連携

第3節 計画の推進体制及び事業の見直し

第4節 SDGs 推進に向けた取組

第5章 計画の推進に向けて

第1節 他計画との調和

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村計画であり、小千谷市総合計画の個別部門計画として位置づけられます。計画推進にあたっては、各分野の個別部門計画（子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画など）との整合性を図るとともに、関係する行政機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

第2節 施策相互の連携

障がいのある人のニーズに対応していくためには、保健・医療・福祉・教育をはじめ、障がい者団体の代表、福祉関係団体、地域団体、企業、市民等との連携が不可欠です。

そのため、医療関係機関、教育関係機関、就労関係機関などとの連携を推進するとともに、庁内の関連施策の所管課との連携・調整を行っていきます。

また、障がいのある人のニーズの変化や国の新たな施策、制度に的確に対応できるよう福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。

第3節 計画の推進体制及び事業の見直し

本計画の推進にあたって、当事者団体や障がいのある人、市民等からの意見聴取に努めます。またPDCAサイクル[※]に沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び目標の達成状況などについて自立支援協議会から点検・評価を受け、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

※PDCAサイクルとは

- ・さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施するものです。
- ・業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で必要となります。

第4節 SDGs 推進に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際目標で、平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な達成基準)から構成されています。

本計画では、SDGsの推進に向けて取り組む目標を設定し、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

■本計画で取り組むSDGsの目標



■【参考資料】SDGsの17の目標



資料編

- 1 障がい者福祉に関するアンケート調査
- 2 小千谷市地域自立支援協議会
- 3 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会
- 4 策定経過

1 障がい者福祉に関するアンケート調査

(1) 調査目的

障害者基本法に基づき、障がい福祉施策の総合的な推進を図るために策定した「小千谷市障がい者計画」（計画期間 5 年間）の計画期間が令和 3 年度末に終了することから、計画の進捗状況を踏まえて見直しを行い、令和 4 年度からの「小千谷市障がい者計画」の策定に関する基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

(2) 調査内容

- ◆ 調査月 : 令和 2 年 11 月
- ◆ 調査基準日 : 令和 2 年 10 月 1 日現在
- ◆ 調査対象者 : 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
をお持ちの方及び自立支援医療受給者
- ◆ 回収方法 : 郵送による配布・回収

(3) 回収結果

手帳所持者	配布部数	1,842 件
	回収部数	1,294 件
	回収率	70.2%

自立支援医療 受給者	配布部数	460 件
	回収部数	251 件
	回収率	54.5%

(4) 調査結果報告書

別冊

2 小千谷市地域自立支援協議会

(1) 設置要綱

小千谷市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月10日告示第116号
最終改正 令和2年3月27日

(設置)

第1条 本市は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業等の障害福祉施策の効果的な実施を図るため、小千谷市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となったことへの対応に関すること。
- (3) 障害者が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発又は改善に関すること。
- (4) 本市の委託を受けた指定相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (5) 本市の障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗状況の評価(計画の見直しを含む。)に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消の推進(相談、紛争の防止及び解決)に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、14人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業を行う者
- (3) 教育関係機関又は就労関係機関に所属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 障害者団体の代表者、障害者又は障害者の家族
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が適当と認める者

2 協議会に専門の事項を協議する部会を設置するこ

とができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(略)

(2) 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
医療機関の代表	山本 潔	小千谷市魚沼市医師会	会長
就労関係機関	小川 隆照	小千谷商工会議所	
	中村 浩志	長岡公共職業安定所小千谷出張所	
教育関係機関	高橋 和人	小千谷小学校	
	若林 靖人	小千谷中学校	
	稲田 真砂美	総合支援学校	
障がい者団体の代表者	南雲 直美	肢体不自由児・者父母の会	
	阿部 むつ子	手をつなぐ育成会	
	渡辺 薫	精神障害者家族会	副会長
障がい福祉サービス事業者	羽鳥 成彰	小千谷市社会福祉協議会	
	名古屋 扶佐子	ワークセンター小千谷さくら	
	野澤 敏	特別養護老人ホーム小栗田の里	
公募による市民代表	杵淵 徹		
	堀澤 京子		

3 小千谷市障がい者計画庁内策定委員会

(1) 設置要領

小千谷市障がい者計画庁内策定委員会設置要領

(設置)

第1条 小千谷市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、小千谷市障がい者計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、総務課長、企画政策課長、健康未来こども課長、学校教育課長、生涯学習課長、福祉課長の職にある者をもって構成する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長の指名による。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年4月7日から施行する。

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

氏名	所属等	備考
大塚 良夫	副市長	委員長
西方 広幸	総務課長	
真島 新一	企画政策課長	
岡元 義之	健康未来こども課長	
長谷川 靖之	学校教育課長	
井口 隆	生涯学習課長	
吉越 陽子	福祉課長	副委員長

4 策定経過

年 月 日	会議名等	内容等
令和2年10月28日	令和2年度第2回自立支援協議会	・アンケート調査内容の協議
令和3年2月24日	令和2年度第4回自立支援協議会	・計画策定の進め方について
令和3年4月27日	第1回庁内策定委員会	・計画策定の進め方について
令和3年5月19日	令和3年度第1回自立支援協議会	・アンケート調査結果について
令和3年6月28日	第2回庁内策定委員会	・障がい者計画施策の体系の検討
令和3年7月28日	令和3年度第2回自立支援協議会	・障がい者計画施策の体系について
令和3年8月17日	第3回庁内策定委員会	・障がい者計画施策の展開・個別事業の検討
令和3年9月29日	令和3年度第3回自立支援協議会	・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 令和2年度実施状況について
令和3年10月15日	第4回庁内策定委員会	・障がい者計画(案)について
令和3年11月24日	令和3年度第4回自立支援協議会	・障がい者計画(案)について
令和3年11月26日	第5回庁内策定委員会	・障がい者計画(案)について
令和3年12月25日 ～令和4年1月21日	パブリックコメント募集	・障がい者計画(案)
令和4年3月16日	令和3年度第5回自立支援協議会	・障がい者計画最終報告

小千谷市障がい者計画

発行日：令和4年3月

発行：小千谷市福祉課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

電話 (0258) 83-3517

F A X (0258) 83-4160

E-mail fukushi@city.ojiya.niigata.jp
